

## 第2部 看護学部

### 1. 看護学部の理念・目的等

#### (1) 学部の理念・目的等に関する目標

目標：大学の理念のもとに学部の目的・教育目標等を設定し、教職員・学生への浸透を図ると共に、受験対象者や保護者・関係者への普及を図る。

目標の説明：看護学部は、開学時点の平成9年において、当時の社会背景や地域の特性やニーズを反映した設置の理念に基づいた教育目的(人材養成目的)および教育目標を有していた。しかしその後、わが国の少子高齢化が一層進み、また看護系大学の急増に伴って、社会に対して看護教育の質保証と説明責任が強く求められてきた。一方、当学部において基礎教育を受けた卒業生を社会に送り出すことを通して学部の教育の特徴や課題が明らかになってきたこと、また平成16年4月に大学の理念を見直したことを受けて、再度、学部の目的・教育目標について、在職する教員による検討を通して設定し直す必要性が生じた。

#### (2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

開学8年目を迎えた平成16年4月に大学の理念の見直しを行ったことを受け、大学の理念および学部の設置趣旨、カリキュラムの特性等を踏まえて教授会を中心に検討を重ねた。その結果、県立大学として、6期にわたる卒業生の約半数は県内の保健医療機関に就職しており、また教員による活発な教育・研究活動を通しての地域貢献等が実践されてきたにもかかわらず、学部の目的として地域貢献が明示されていなかったため、「現代社会において求められる看護について、教育・研究し、社会活動を行うことを通して地域に貢献してゆくことを目指します」(平成17年7月)とした。この目的については、今回、県立大学として重要な使命のひとつである地域貢献を実績に基づいて明確に盛り込んだ点において適切と考える。

学部の教育目標(人材養成目標)については、これまでの教育目標の意図を盛り込みつつ簡潔にまとめ、「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を養成します」とした。この教育目標についても、平成15年度に出された『宮城大学外部評価報告書』において指摘された事項についての検討を経て、平成16年7月に一度改定を行っており、さらに教育内容との整合性を確認したうえで平成17年7月の時点で他学部と同時に設定し直したものである。よって、以前の教育目標に比して、一般県民にも理解しやすく、また教育内容の特徴を反映した内容・表現となっており、かつ将来の看護を担う人材に求められる必須条件が盛り込まれている点においては、適切と考える。

評価項目2(基準協会A群): 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

学部の目的および教育目標については、大学案内や履修ガイド、学生募集要項、その他各種パンフレットやホームページ等に明記している。特に17年度に設定した新しい学部の目的お

よび教育目標は、学部教授会において数回にわたる検討を重ねてきた経緯があること、また毎年実施している学部FDにおいても、助手を含む全教員で学部の目的や教育目標と照合しながらカリキュラムの検討等を重ねてきており、これまで以上に学部教員に浸透していると考えられる。学生に対しては、4月の新入生及び3年次編入生を対象としたオリエンテーション等において、折りに触れて具体的に説明し、意識付けを図っている。その他、受験対象者やその保護者および高校教諭等に対しては、前述のパンフレット等に加え、オープンキャンパスや入試説明会等において、口頭や視聴覚機器を活用して説明を行っている。特に受験生に関しては、自己申告書の記載や面接での志望理由として、学部の目的や教育目標に関する内容に言及する者も多く、概ね浸透が図れており、有効であると評価できる。

#### **目標達成度：A**

学部の理念および教育目標(人材養成目標)について、大学の理念に沿って学部教授会が中心となり、評議会等での確認等を通して策定した。

学部の理念および教育目標(人材養成目標)について、学部教授会が中心となって検討することを通して、教員間の理解と浸透を図ることができた。また学生や受験生およびその保護者並びに関係者に対して、さまざまな機会を生かして、有効な方法で周知を図った。

以上の点から、目標はほぼ達成できたと評価できる。

#### **(3) 残された課題**

学部の目的や教育目標については、全学的なバランスを保つために他の2学部と共通した表現形式をとったこともあって、いずれもやや具体性に欠けており、宮城大学看護学部としての特徴を充分反映した内容になっているとはいいがたく、養成すべき人材像が特に学生にとってイメージしにくい点が課題と考える。

学部の目的・教育目標等の周知方法については、特に学生に対して、内容説明のみならず、学部のカリキュラム構成との関係について明示することにより、1年次からの学習の積み上げの意味が理解しやすく、またより具体的な目標を定めやすくなり、本来の目的を果たすことにつながるものと考ええる。

#### **(4) 残された課題の達成の見込み**

学部の目的や教育目標の文言が具体性に欠けている点については、これらの設定が全学的な決定事項であることから、学部単独での改善は見込めないため、むしろ学部のカリキュラム構成との関係を明示する等の方法で、学生や受験生等の理解を促すことが必要と考える。

学部の目的や教育目標とカリキュラム構成の関係について、将来構想委員会及び教務委員会を中心に検討し、教授会やFD等での検討を経て、平成19年度内に確定する。これはカリキュラムの精選と並行して進めていく。

で策定した関連図を用いて、平成20年度の入学者オリエンテーションや各学年のオリエンテーション、また受験生やその保護者、高校関係者等を対象とした入試説明会、大学説明会等で説明する。

## 2. 教育研究組織

第1部、大学の部、参照。

## 3. 学士課程の教育内容・方法等

### (1) 学士課程の教育内容・方法等に関する目標

目標：本学部の目的・教育目標と社会的ニーズに対応した人材育成目標に基づいて適切な教育課程を整備し、本学部の教育方法の特徴を活かした人材育成を行う。

目標の説明：看護学部は開学からの一貫した学部理念のもと、教育目標は平成16年度に項目が整理されて5項目に改訂された。平成17年度には学部の目的が「現代社会において求められる看護について、教育・研究し、社会活動を通して地域に貢献してゆくことを目指します」と示され、また教育目標の意図を盛り込んだ人材養成目標が「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を育成します」と明確になった。このように核となる学部理念は継承しつつ、現代社会のニーズに対応した人材育成目標を設定して教育課程を整備してきた。また、看護系大学が増加するなかで、平成17年度には本学部の教育方法の特徴を明確に打ち出し、その特徴を活かした人材育成に取り組んでいる。

### (2) 自己点検評価

〔教育課程等〕

**評価項目1（基準協会A群）：学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連**

本学部の教育課程は、大学の教育理念と学部理念、教育目標に基づいて、他者にかかれた人格形成 科学的思考力 総合的実践力 マネジメント能力 学際性・国際性を養い、高度な実学としての看護を实践する主体の育成を目指して編成されている。教育課程は、看護師、保健師の国家試験受験資格に必要な要件を満たし、また教職課程を修了すると「養護教諭一種免許」を取得できる。

教育課程の編成は、「教養教育科目」(平成17年度より「共通教育科目」として改編)と「専門教育科目」に大別し、両者を有機的に連携させている。専門教育科目は、看護学の近接領域や基礎段階で履修する科目群である「専門基礎科目」と看護学の基本または柱となる「専門科目」から編成する。

本学部では平成13年9月に、第1期生の国家試験成績が満足すべきものでなかったこと、履修科目の殆どが資格取得を前提とする必須科目のため学生の負担が大きいため科目編成の見直しを行った。その骨子は、専門基礎科目を再編し、専門科目は看護実習に力点を置いた科目編成とする 総合実習の新設のほか3科目(保健福祉行政論、成人・老年看護援助論、地域看護援助論)を新設 看護実習は保健師助産師看護師法等による基準、資格試験等に配慮し、実習時間の配分を見直す 専門演習を廃止し、卒業研究を見直す 卒業要件単位を137単位以上から134単位以上に削減する であった。この改正カリキュラムは平成14年度4月から施行し、平成16年度以降入学の編入学生に適用している。

平成16年度には、平成17年度の食産業学部開設と合わせた全学共通教育の実施に伴い、教養教育科目は共通教育科目として編成され、卒業要件単位数30単位以上が29単位以上に

改正されたのに伴い、全授業科目の卒業要件単位数は133単位以上と改正され、平成17年度入学生から適用された。

以上より、看護学部理念・目的の実現に向けて、幅広い教養と豊かな人間性を涵養し、深く看護の専門教育を教授する教育課程が編成されており、学校教育法第52条と大学設置基準第19条に適合していると判断できる。

#### 評価項目2（基準協会A群）：学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

看護が、現代社会はもとより、将来世代の健康問題とケアに関わる専門性を確立するためには、人間の生命活動全般にわたる科学的知識の集積と人間対人間の関係性を基盤とした実践的知識の開発が求められる。本学部では、サイエンス（科学）としての看護とアート（技術・実践）としての看護との両側面を十分に認識しながら、両者の連携と統合を意図した教育を推進する。したがって、人間に対する深い洞察力と倫理観に基づく人間関係を形成する能力を養うことを基盤とし、導入科目に看護学部の特徴を取り入れ、1～2年次に人間を総合的に理解する科目群を配置している。また、人間の生命と活動に関する事象を客観的にとらえ、論理的に探求する能力を養うという目標にしたがって、1年次後期～2年次に専門基礎科目群を配置している。さらに、対象者のニーズに即したケアを創造的に実践する技能を養うために、2年次後期から3年次前期に各領域の看護援助論を配置し、1年次から4年次まで段階的に看護実習を行う。

本学部では、保健・医療・福祉の連携を基盤としたヘルスケアシステムを形成する基礎的能力の育成に力を入れており、3年次および4年次の看護マネジメントに関する3科目は必修である。また看護分野にとどまらず、関連分野との交流・協働をとおしてグローバルに活動する能力を養うため、地域看護関連科目を充実させるとともに4年次には保健福祉行政論が必修であり、選択科目として「リハビリテーション法」「救命救急管理」「産業保健論」「東洋医学」「国際比較看護論」等を配置している。このように、本学部の理念・目的・教育目標を達成するために、体系化されたカリキュラムが構築できていると判断できる。

#### 評価項目3（基準協会A群）：教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

教育課程における基礎教育は、共通教育科目のリテラシーと導入科目、専門教育科目の専門基礎科目、看護学原論と各看護学概論が担っている。看護には、生きる権利、尊厳を保つ権利、そして敬意のこもった対応を受ける権利などの人権を尊重することが、その本質として備わっている。本学部では、大学の理念であるホスピタリティ精神を教育に反映することによって、人間の尊厳を守り、患者の人権を尊重する看護者の育成を目指す。即ち包括的な人間への理解を促し、さらに感性、創造性を発揮し、対話能力を深めることによって、ホスピタリティ精神を自然体として表現できる能力を養っている。このように、基礎教育と倫理性を培う教育が充実していると考えられる。

#### 評価項目4（基準協会B群）：「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

専門教育科目は、看護学の概念枠組みとしてすでに定式化されている「人間」「社会」「健康」

「実践（看護）」の4つの領域を用いて科目を選定し、体系的に履修できるよう「専門基礎科目」と「専門科目」に分類して展開する。〔人間の領域〕は、人間に関する諸知識を総合的に理解する科目群、すなわち看護学教育のコアになる概論的科目を配置し、〔社会の領域〕には、看護を取り巻く自然的・社会的環境に関する科目群と看護・福祉の社会関連科目を位置づける。〔健康の領域〕は、人間と環境の相互作用によって生起するさまざまな健康問題、疾病と診断治療、並びに健康教育に関する科目等である。〔実践（看護）の領域〕には、看護実践に関連する情報処理、健康レベルに応じたケアを包括する看護援助論及び看護学実習等を配置している。

「専門基礎科目」は、健康についてのトータルな理解と、看護学の理解のために必要な関連科学の知識を養うもので33単位必修である。『専門科目』は71単位が必修であり、看護学の理論的理解と実践面に関する看護技術、ライフステージ看護学概論および分野ごとの看護援助論等を配置し、看護学の基礎的知識と技術を修得する。さらに、看護の基礎的知識を応用する総合的実践力を養い、ヘルスケアシステムを形成するマネジメント能力を養うために、1年次から4年次まで段階的に、基礎実習、基礎実習、領域実習、総合実習を配置している。また、看護現象を学術研究に結びつけていく研究的視点を養うため、卒業研究を配置している。なお、情報活用能力の育成を図るために、2年次の専門基礎科目として「看護情報学」「看護情報学」を必修、「応用看護情報学」を4年次に選択として配置している。以上より、看護専門の基礎を十分に教授するとともに応用的能力を展開する適切な専門教育であると判断する。

#### 評価項目5（基準協会B群）：一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

教養教育科目である「共通教育科目」は、専門教育にはいるための準備や専門分野以外の知的好奇心を呼び起こし、人間としての幅広さや総合的な判断力を身につける全学共通の科目として、「リテラシー」「導入科目」「社会の知恵」「リメディアル」「その他」の5分野で編成している。看護学部の特徴としては、「リテラシー」では英語6単位と情報関連の2科目4単位が必修であり、これらの科目は本学部の専任教員が担い、専門教育への導入を意図した教育内容としている。「導入科目」では、大学教育で求められる基礎的スキルを向上させる目的で設置された「基礎ゼミ」は、本学部では看護へのモチベーションを高めることも視野に、専任教員が全員で担当している。「社会の知恵」は、社会科学・自然科学・人文科学の幅広い分野から構成され、実践性を重視した専門教育に偏ることのないよう、人間としての幅広さや総合的な判断力を身に付けるための科目構成である。「リメディアル」は、本学部では1年前期に「生物」「化学」を配置しており、専門基礎教育を受けるための基礎知識を補完している。「その他」として「スポーツ実技」が選択であり、養護教諭一種免許の取得には単位の取得が必要である。

このように共通教育科目は、ホスピタリティ精神とアメニティ感覚にあふれる宮城大学の学生としてのアイデンティティを確立し、本学部の学生として必須である豊かな人間性を涵養するとともに、看護の専門教育への導入を図るよう適切に編成されていると判断できる。

**評価項目 6 (基準協会 B 群): 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性**

語学は、国際化へ対応するために、英語を 1 年次から 2 年次の前期までを通して週 2 回の授業を必修で配置している。看護学部における英語は、学部専任教員が担当し、1 年次にはリスニングとスピーキング・ライティングに重点を置いて「文字中心の学習」から「音声中心の学習」への転換をはかり、2 年次には英語での自己表現力をつけるための演習を行う。2 年次後期は選択として配置し、専門的な英語論文を読解する基礎的能力を養い、英語圏でのコミュニケーション力を向上させる演習を行う。また、海外の文化・習慣に理解を深め国際的な視野を広げるため、選択科目として「中国語」「スペイン語」を配置している。本学部が国際化を目指す上では、3～4 年次での選択として英語の単位数を増やすことの必要性が指摘されている。

**評価項目 7 (基準協会 B 群): 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性**

平成 17 年度の食産業学部開設に合わせて共通教育科目が編成され、本学部の卒業所要総単位数は 133 単位となった。その区分は共通教育科目が 29 単位、専門基礎科目が 33 単位、専門科目が 71 単位である(図表 2-1)。

4 年制看護系大学におけるカリキュラムは、国家試験受験資格の要件を満たすことが求められ、指定規則に定められている科目・単位数を盛り込む必要がある。日本看護系大学協議会の看護学教育質向上委員会報告書(平成 17 年 3 月)によると、卒業に必要な単位数は、調査回答大学 78 校中の 78.2%が 130 単位以下であり、本学部は看護系他大学と比較して多い状況にある。この調査では、専門基礎科目単位数は 26～30 単位の大学が最多で、次いで 21～25 単位とする大学が多く、本学では専門基礎科目の単位数がとくに多い。専門基礎科目の多くは、1 年次後期と 2 年次前期に必修として集中し、学生からは学修負担の声が聞かれ、留年や仮進級の対象となる科目である場合が多い。本学部のカリキュラムは、専門教育科目の比重が高く設定され、専門性を重視した教育課程が特徴といえる。しかし、大学設置基準に定められている卒業要件の 124 単位に近づけ、学生の主体的学習を促すためには、専門基礎科目と専門科目の連動性と順序性について教育内容を吟味しながら整理し、スリム化を図る必要がある。

図表 2-1 看護学部の卒業要件単位

区 分		単 位	
共通教育科目	リテラシー	29	
	導入科目		
	社会の知恵		社会科学
			自然科学
			人文科学
	留学生対応		
	リメディアル (卒業要件単位には含まない)		
その他			

区 分		単 位
専門教育科目	専 門 基 礎 科 目	33
	専 門 科 目	71
計		133

### 評価項目 8 (基準協会 B 群): 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

本学部の共通教育と専門教育課程に関する実施・運営は教務委員会が担っている。委員は、看護専門、専門基礎、教養、教職の各分野から構成された 9 名である。看護学部教務委員会は、全学教務委員会、共通教育委員会と連携し、審議事項の決定機関は、学部教育に関しては看護学部教授会、全学の教育に関しては全学教務委員会、共通教育に関しては共通教育委員会である。

平成 16 年 7 月に宮城大学共通教育委員会運営内規が設置され、共通教育の実施と運営の責任は共通教育委員会が担うことになった。共通教育に対する本学部の意見は、看護学部教務委員会が集約して学部教授会に諮り、学部の共通教育委員を通して共通教育委員会での審議に申し出る体制である。共通教育の開始年度には、連携と責任所在に多少の混乱が生じたが、現在では責任体制は明確である。

### 評価項目 9 (基準協会 A 群): 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

平成 17 年度より実施された共通教育のうち、導入科目のひとつである「基礎ゼミ」に関して、看護学部では教務委員会内にワーキンググループを組織し 1 年間かけて準備を行った。看護学部では、全学共通の目的を踏まえた上で、・大学で学ぶことになじむ ・大学生としての自己確立 ・新しい環境での友達づくり ・教員とのリレーションシップの形成 ・広く学ぶ態度(看護へのモチベーション)形成等を目的とする授業計画を立てた。講師以上の専任教員 2 ~ 3 名がひと組となっており、学生 6 ~ 7 名を担当する形式とし、教員の組み合わせについては、職位と専門領域を考慮し、また看護専門の教員が 1 名以上入るように構成した。

図表 2-2 基礎ゼミ授業概要

看護は、人間の生命、人間としての尊厳および権利を尊重することが基本として重要である。そこで、「ヒューマンケアを目指すために必要なこと」という課題について、少人数の学生グループと数名の教員で構成するグループゼミを中心とした学習と全体レクチャーによって考察を深める。ゼミでの学びはグループ発表と全体討議でまとめ、最終的に学生各自がレポートを作成する。

これらを通して、他者の価値観や考えの多様性を理解し、人間関係の形成能力を高め、大学教育で求められる基礎技能(自主的学習、情報収集と整理、ディスカッション、プレゼンテーション、論文作成など)を学ぶ。

平成 17 年度および平成 18 年度の授業概要は図表 2 - 2 に示したとおりである。また、リテラシー科目である「コンピュータ基礎」「コンピュータ統計処理」と専門基礎科目である「看護情報学」との連携を図り、リメディアル科目によって後期中等教育における生物学、

化学の基礎的知識を補強し、「生化学」「薬理学」などの専門科目の理解を促すなど、学生の円滑な学修のために授業科目の新設・改編と年次配置を合わせて見直している。

**評価項目 10 (基準協会C群): 国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率**

本学部では、卒業に必要な単位を修得すると看護師・保健師の国家試験受験資格が得られる。過去6回の卒業生のうち、新卒時に国家試験の願書を出さなかった者は、社会人や大学院進学を理由として看護師国家試験では計3名、保健師は計4名のみである。看護師国家試験の合格率は平成14年度に100%であったほかは1~4名の不合格を出した(図表2-3)。

第1期生の国試結果が思わしくなかったことから、平成13年度にカリキュラムを見直したことは前述した。さらに看護師・保健師国家試験問題を全教員がチェックし、講義していない内容がないかを確認した。その結果、講義では網羅しているが、専門基礎科目と専門科目との連携の必要性、選択科目を履修していない学生でも学習できるような配慮等が課題として挙げられた。さらに、看護専門科目を中心としたカリキュラムの長中期的課題を明確にする作業を行い、新カリキュラム編成に向けての資料とした。また、保健師の合格率が平成13年度に全国平均を大きく下回った結果から、平成14年度には卒業生に対して保健師国家試験に関するアンケートを実施し、全教員に結果を配布して教育内容の見直しを図り、4年生に対する補講を実施した。また、「疾病論・・・」の講義内容について、看護専門領域からの意見を取り入れてシラバスを再検討した。平成15年度の看護師国家試験から出題基準の大幅な改定が行われたのに伴い、全教員に改定の概要、出題基準について周知徹底を行った。平成16年度には、4年間の国家試験不合格者について、在学時の専門教育科目の成績を分析した結果、2年生の早い段階で専門基礎科目の成績が低迷していることが分かり、成績不良の学生への個別的な支援を開始した。このように、国家試験の結果からカリキュラムと教育内容の見直しを継続的に行ってきた。また、不合格者の状況分析により、留年・休学経験者、複数の試験(進学など)の受験者、就職希望でない職種での国家試験、進路が早く決定して安心した学生等であることが明らかになり、学生委員会と連携して支援することを強化した(10. 学生生活の項を参照)。

図表 2-3 国家試験の受験結果 (新卒者)

年度	看護師			保健師		
	受験者数	合格者数	合格率(全国)%	受験者数	合格者数	合格率(全国)%
12年度	78	74	94.9 (96.2)	82	70	85.4 (93.4)
13年度	87	84	96.6 (96.1)	95	63	66.3 (82.3)
14年度	81	81	100.0 (98.4)	85	80	94.1 (91.8)
15年度	95	91	95.8 (97.0)	102	93	91.2 (93.5)
16年度	87	86	98.9 (97.7)	98	80	81.6 (83.6)
17年度	84	80	95.2 (95.5)	94	92	97.9 (81.9)



**評価項目 1 1 (基準協会 B 群): 医学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性**

**看護実習**

看護実習は、講義および演習で得た基礎的知識・技術を自らの体験を通して確実に習得させ、感性豊かな看護職としての態度を形成する重要な専門科目である。また、保健師および看護師国家試験受験資格を得るために、保健師助産師看護師法に基づく保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められたカリキュラムを満たすことが求められる。本学部の実習科目は図表 2-4 のとおりである。平成 1 3 年度の入学生までは各看護領域が共通して 3 単位、計 2 1 単位の実習を行っていたが、成人看護実習の充実および 4 年次における看護実習の必要性から平成 1 4 年度より単位数を変更した。これに伴い、成人看護実習では新しい実習施設を開拓し、また母性看護領域、小児看護領域、精神看護領域では教育の質を下げないために実習のみでなく科目全体の教育の内容・方法について繰り返し検討を行った。また、留年によって平成 1 3 年度以前の入学生が平成 1 4 年度以降の入学生と共に実習を行う際の対応方法について、実習委員会および事務局が検討を重ね、開講保障の方策を立てた。

看護実習は、基礎実習 が 1 年次の 2 月に 1 週間、基礎実習 が 2 年次の 9 月に 2 週間、領域別実習が 3 年次の 9 月末から 3 月初旬に、領域により 2 週間から 6 週間、さらに平成 1 7 年度から総合実習が 4 年次の 5 月末から 2 週間のスケジュールで実施される。各学年に看護実習が配置されているため、学生が段階を追って総合的に実習体験を積み重ねることができる点は評価できるが、基礎実習 が夏季休業に重なる点や基礎実習 から領域別実習までに 1 年間のブランクがある点、また領域別実習が 3 年次後期に集中的に実施される点等は、学習効果の観点から課題が残る。また、6 領域の看護実習を次々と重ねるスケジュールにより、緊張や疲労から体調を崩したり、意欲が低下したりする学生も見られた。そこで平成 1 6 年度から、領域別実習に関しては、学生の疲労回復やリフレッシュに配慮し、1 1 月初旬に 1 週間の自己学習期間をもうけた。これにより、集中化の影響が緩和され、学習の積み重ねを振り返ることができている。

図表 2-4 実習科目カリキュラム

宮城大学看護学部カリキュラム				指定規則に基づく臨地実習単位		
科目	単位		年次	科目	別表 3	別表 5
	平成 13 年度 入学生以前	平成 14 年度 入学生以降				
基礎看護実習	3	3	1 年後期 2 年前期	基礎看護実習	3	3
				在宅看護論	2	
成人看護実習	3	6	3 年後期	成人看護実習	8	8
老年看護実習	3	3	3 年後期	老年看護実習	4	4
母性看護実習	3	2	3 年後期	母性看護実習	2	2
小児看護実習	3	2	3 年後期	小児看護実習	2	2
精神看護実習	3	2	3 年後期	精神看護実習	2	2

宮城大学看護学部カリキュラム				指定規則に基づく臨地実習単位		
地域看護実習	3	3	3年後期	地域看護実習		5
総合実習		2	4年前期			
計	21	23		計	23	26

### 養護実習

「養護教諭一種免許」の取得を希望する学生は、4年次に3週間の養護実習を行う。宮城県では5月、6月に教育実習を受け入れている学校が多いが、本学では3年次後期の看護実習との関連から4年次前期に養護概説や健康相談活動の講義が置かれているため、8月下旬から9月にかけての3週間での養護実習の受け入れを依頼している。実習は原則として学生の出身校に依頼しており、校種は小学校、中学校、高等学校から本人の希望で選択することになっている。出身校に実習の受け入れを依頼できない学生については大学近隣の小学校に実習受け入れを依頼している。実習時期について、実習受け入れ校からは「学校行事的に落ち着いた時期である」と好意的に受け取られている。

しかし、教員採用試験が7月に行われるため、養護教諭志望の学生は、養護実習を行わずに教員採用試験を受けざるを得ないカリキュラムになっていること、また養護実習と就職活動の時期が重なること、卒業研究の時間の確保が難しいなど、4年次の8月下旬以降に養護実習を行うことの問題点もある。しかしながら、4年前期には看護の総合実習が行われていることや養護概説・健康相談活動の講義の問題から、4年前期に養護実習を実施することは本学では困難であるため、実習時期については今後も現状のままで実施することになる。

### 評価項目 1 2 (基準協会 B 群): カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

看護系大学では、所定の単位を取得し卒業要件を満たすと看護師、保健師の国家試験の受験資格が得られるので、必然的に必須単位数が全単位の9割ほどを占めることが多いといわれる。本学部では、共通教育では英語6単位と情報に関する科目の4単位、基礎ゼミ1単位の計11単位が必修であるほかは選択必修であり、選択の自由度は大きい。しかし、時間割上、共通教育科目と必修科目が同一時限で重複する場合は、必修科目の履修が優先されるので、希望する年次に履修できない場合も多く、科目により履修者数に偏りがみられる(図表 2-5)。専門教育科目では全開講科目125単位のうち104単位(83.2%)が必修である。専門基礎科目の66%(33/50単位)に対して専門科目は94.7%(71/75単位)が必修である。専門科目の選択科目の中には、「リハビリテーション法」「在宅ケア論」「ターミナルケア」「救命救急管理」等のように社会的ニーズの高い科目がある。しかし、これらを必修化することは過密さに拍車をかけることにつながる。そこで、カリキュラムを再構成して卒業要件単位のスリム化とともに、社会的ニーズに即した必修・選択の見直しが必要である。

表2-5 共通教育科目と専門教育科目（選択科目）の履修者数

区分	授業科目等			平成17年度					平成18年度					
				1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	
共通 教育 科目	リ テ ラ シ ー	英語	後期		0				0					0
		中国語A	前期		0				0	10	4			14
		中国語B	後期		0				0	7	4			11
		スペイン語A	前期		2				2	1				1
		スペイン語B	後期		1				1	1				1
	導 入 科 目	からだの科学	前期		92				92	94				94
		会計の考え方	後期		78				78	86				86
		生活と住空間	前期		22				22	22				22
		食産業概説	前期		0				0	0				0
		食の文化論	前期		13				13	16				16
		情報と社会	前期		61				61	28	1			29
	社 会 の 知 恵	社 会 科 学	現代社会と経済	前期		0			0	1				1
			現代の社会構造	前期		0			0	91				91
			憲法	後期		92			92	85		2		87
			現代社会と法	前期		27			27	0				0
		自 然 科 学	環境保全論	後期		26			26	16				16
			食と健康の科学	後期		81			81	71				71
			動物行動学	後期		62			62	53	3	5		61
			科学と技術	前期		28			28	51				51
		人 文 科 学	現代社会と哲学	前期		18			18	30				30
			現代社会と倫理	前期		41			41	16				16
			美術史	後期		0			0					0
	音楽史		前期		57			57	80	2			82	
心理学	前期			93			93	94				94		
その他	スポーツ実技	前期		73			73	91				91		
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目	臨床心理学	後期	1年	79		10	89	83				83	
		保健行動科学	前期	2年		13		6	19		2		7	9
		人間関係論	後期	1年	21		10	31	28				28	
		学校保健論	後期	2年		50	2	52		53	2		55	
		産業保健論	後期	4年				31	31				24	24
		リハビリテーション法	前期	3年			33	33			26		26	
		救命救急管理	前期	4年				82	82				83	83
		東洋医学	後期	4年				15	15				14	14
		応用看護情報学	後期	2年			9	9			1		1	
	専 科 門 目	国際比較看護論	後期	4年				9	9				33	33
		在宅ケア論	前期	4年				64	64				70	70
		ターミナルケア	前期	4年				47	47				57	57

**評価項目 1 3 (基準協会 A 群): 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性**

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 4 5 時間の内容をもって構成することを標準とし、講義および演習は、1 5 時間または 3 0 時間の授業をもって 1 単位とし、実習は 4 5 時間の授業をもって 1 単位とする。専門基礎科目のうちの「形態機能学 ・ ・ 」、「疾病論 ・ ・ 」、専門科目の「看護援助技術論」、各看護領域の「看護援助論 ・ ・ ( )」、「看護過程論」、「看護マネジメント ・ 」は、演習科目として 3 0 時間の授業で 1 単位としている。しかし、9 0 ~ 1 0 0 名の履修学生への授業であることから講義形式の履修形態が多く、演習は授業の一部であるのが実態である。そこで、実質的には学生に過重な時間数を課していると考えられ、実態に即した単位数を見直す必要がある。また、各教員が授業内容の点検を行い、教員間で調整していく必要がある。教員個々の情報交換は行っているが十分とはいえず、平成 1 8 年度 1 0 月より将来構想検討委員会が中心となり、専門教育科目を担当する全教員で授業内容の点検に取り掛かったところである。

**評価項目 1 4 (基準協会 B 群): 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性**

平成 1 3 年度からは、「学都仙台単位互換ネットワーク」により他大学との単位互換が開始されているが、看護学部教員の他大学学生の受け入れ実績と看護学部学生の他大学への派遣実績は図表 2-6 に示したとおりである。5 年間で他大学の学生 1 7 名が受講し、本学からは 2 名が宮城教育大学の教育学を受講している。意欲ある学生に対する多様な学修機会の提供としての役割を果たしており、また派遣学生にとっては、養護教諭一種免許の取得のための貴重な履修であった。看護学部の学生は、他大学科目を履修する余裕は少ないが、制度利用により将来への選択肢が増えることは重要である。参加校は発足当時の 1 7 校から 1 9 校に増えたが、看護学部では提供科目と担当教員が固定化してきており、単位互換制度の目的を教員が再認識する必要がある。

**評価項目 1 5 (基準協会 B 群): 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部にあつては、実施している単位認定方法の適切性**

入学前に他の大学又は短期大学において修得した単位を、本学において履修したものとして 6 0 単位を超えない範囲で認定する制度はあるが(編入学生には適用しない)、看護学部では入学前の既修得単位の卒業要件数への算入は認めていないため、実際には申請した学生はいない。この規程は平成 1 4 年 4 月からの施行であり、単位互換等の弾力的な運用のためにも見直す時期にきていると考えられる。

編入生の入学前の既修得単位については、指定規則に定められた科目をもとに決められた一括認定と看護学部開設科目と共通性が認められる科目についての個別認定を行っており、卒業要件単位へ算入している。一括認定は、看護師免許有資格者(受験資格者)は 6 4 単位、保健師はこれに 1 1 単位、助産師は 2 単位を追加して認定している。「看護マネジメント」、「看護マネジメント」、「総合実習」、「卒業研究」は、本学部の特徴とする科目であり、既修得単位にかかわらず必修としている。個別認定については、1 6 年度入学者までは専修学校での既修得単位も認定していた。しかし、平成 1 5 年度改訂された規程により、大学又は短期大学において

修得した単位のみ認定している（平成17年度入学編入生より適用）。現在の規程が検討された平成13年当時は、専修学校と大学の教育制度の違いによる教育の質の格差があげられたが、看護教育の情勢の変化から編入生の入試の動向とあわせて再検討が必要である。

図表 2-6 学都仙台単位互換ネットワークに係る学生一覧  
看護学部教員の実施科目への他大学学生の受入実績

年度	所属大学	学 年	授業科目名	開講期
17	東北福祉大学	2年	西洋音楽史	前期
	東北福祉大学	2年	芸術と人生	後期
	仙台白百合女子大学	4年	教育心理学	前期
	仙台白百合女子大学	4年	臨床心理学	後期
	宮城学院女子大学	3年	人間発達学	前期
16	宮城学院女子大学	2年	芸術と人生	後期
15	東北芸術工科大学	3年	西洋音楽史	前期
	東北福祉大学	4年	西洋音楽史	前期
14	宮城学院女子大学	3年	人間発達学	前期
	宮城学院女子大学	3年	人間発達学	前期
	東北大学	3年	臨床心理学	後期
	東北大学	3年	人間関係論	後期
	仙台白百合女子大学	2年	人間発達学	前期
	仙台白百合女子大学	2年	人間発達学	前期
	東北芸術工科大学	2年	西洋音楽史	前期
13	東北芸術工科大学	2年	人間関係論	後期
	宮城教育大学	4年	西洋音楽史	前期

看護学部学生の他大学への派遣実績

年度	派遣先大学	学 年	授業科目名	開講期
15	宮城教育大学	4年	教育学	後期
	宮城教育大学	4年	教育学	後期

#### 評価項目 16（基準協会 B 群）：卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

本大学の他学部・他学科の授業科目の単位互換については、事業構想学部から看護学部への履修者数は、平成13年度が9名、平成14年度23名、平成15年度28名、平成16年度11名、平成17年度は2名である。看護学部からの履修者は、平成18年度前期に1名が事業構想学部の2科目を履修したのが初めてである。これは、看護学部は必修科目が多い上、既修得単位等の卒業要件数への算入が認められていないことによると思われる、この規定も見直す必要がある。

**評価項目 17 (基準協会B群): 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合**

開講授業科目数 119 科目のうち、専任教員のみを担当科目は 93 科目 (78.2%) である (図表 2-7)。しかし、専門科目 45 科目では 43 科目 (95.6%) が専任教員であり、非常勤講師は選択科目である「国際比較看護論」「ターミナルケア」の 2 科目である。共通教育導入の過程では専任教員が担当する方向で検討され、専門教育科目についても専任教員を担当科目が増えてきているが、教育目標の 1 つである「学際性・国際性」を養う教育を展開するうえでは非常勤講師の任用も必要である。

表2-7 専任教員と非常勤講師の比率

	授業科目数	専任教員のみ	専任教員と非常勤講師	非常勤講師のみ
全授業科目	119	93	1	25
	100%	78.2%	0.8%	21.0%
共通教育科目	33	23	0	10
	100%	69.7%	0.0%	30.3%
専門基礎科目	30	19	1	10
	100%	63.3%	3.3%	33.3%
専門科目	45	43	0	2
	100%	95.6%	0.0%	4.4%
教職科目	11	8	0	3
	100%	72.7%	0.0%	27.3%

**評価項目 18 (基準協会B群): 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性**

編入学教育

本学部では、看護師免許取得者又は看護師国家試験受験資格者で、看護系大学又は短期大学の卒業者 (見込み者)、専修学校の専門課程の修了者 (見込み者) を対象として、3 年次へ 10 名を受け入れる編入学教育を行い、看護職に進学の路を開いている。

科目等履修生

本学で開講している授業科目の履修を希望する一般県民等を対象とした聴講制度で、正規の単位を修得できる。科目履修生の受け入れは平成 11 年度より行っているが、看護学部の専任教員の提供科目は図表 2-8 にみられるように固定化し、履修者数も減少してきており、活性化を図る方策が必要である。

公開講座

公開講座については 9 . 社会貢献の項で述べる。

表2-8 科目等履修生受講者(看護学部)一覧表

(科目等履修生は平成11年前期より募集開始した)

年度	期別	受講科目1	受講科目2
14年度 (10名)	前期	脳とこころ	西洋音楽史
	前期	形態機能学	人間発達学
	後期	芸術と人生	
	後期	芸術と人生	
	後期	相談心理学	
	後期	人間関係論	
	後期	芸術と人生	精神看護学概論
	後期	臨床心理学	人間関係論
	後期	形態機能学	形態機能学
	後期	芸術と人生	
15年度 (6名)	前期	精神看護援助論	
	前期	疾病論	
	前期	脳とこころ	
	後期	相談心理学	
	後期	人間関係論	
	後期	臨床心理学	
16年度 (6名)	前期	地域健康学	
	前期	からだの科学	
	後期	芸術と人生	
	後期	精神看護学概論	
	後期	相談心理学	
	後期	相談心理学	人間関係論
17年度 (5名)	前期	地域健康学	
	前期	音楽史	芸術と人生
	後期	精神看護学概論	
	後期	精神看護学概論	
	後期	芸術と人生	
18年度 (3名)	前期	形態機能学	
	前期	教育心理学	
	後期	形態機能学	形態機能学

### 評価項目19(基準協会B群): 教育上の効果を測定するための方法の適切性

看護学部の教育目標がいかに達成されているかの検証は、学生の卒業後の進路状況、国家試験合格率、養護教諭一種免許取得等の結果から振り返るほかには、現在は具体的な指標を設けていないのが現状である。本学部では、教職課程が人数に制限なく受講することができ、所定の単位を修了すると養護教諭一種免許が取得できる。免許の取得状況は図表2-9のように毎年50人前後であり、多くの学生が教職関連科目を履修していることから、看護に教職の知識が生かされていると思われる。

学生の卒業時到達目標とその評価方法については、日本看護系大学協議会の「看護学教育の在り方に関する検討会」から出された報告書「看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標」(平成16年3月)を基に、平成16年度の教務委員会で検討した。1年次の基礎実習から4年次の総合実習までの実習段階を通じて、学生自身が到達度を自己評価する評価表

として作成し、教員は学生と個別に実習を振り返りながら評価された内容を確認し、学生個々の課題を明確にする支援を行うものである。この作成作業の過程では、看護専門の教員のなかでも合意を得ることが難しく、現状の教育内容と照らし合わせる作業から開始した。これによって、各看護専門領域の担当者がどこを重点的に教育しているかが明確になり、全体としては教育内容が網羅されていることを確認した。平成18年度の総合実習開始前に4年生全員にブレテストを実施し、引き続き専門科目担当教員のワーキンググループで完成を目指して検討している。この評価は、到達目標を学生と教員がともに確認し、評価そのものが教育効果を上げると考える。また、データを集積することにより本学部の教育効果を検証する指標の1つに活用でき、教育課程・教育方法の改善に役立つと期待できる。

このように、本学部の教育目標の達成度を全体で評価する測定方法とその合意はまだ確立しておらず、今後の課題である。

図表 2-9 養護教諭一種免許の申請・取得状況

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
人数	60	64	54	48	50	45

#### 評価項目 20 (基準協会 B 群): 卒業生の進路状況

第1期生から第6期生までの卒業生の進路状況は図表 2-10 に示した。就職内定者の職種は、看護師が8割、保健師が1割、養護教諭が1割程度であり、0～2名の民間企業等への就職以外は看護職に就いている。本学は助産師の養成はしていないので、助産師学校等への進学者は4～9名で推移し、大学院進学者も多い年で5名であった。このように卒業生のほぼ全員が看護職あるいは看護系の進学を目指しており、高度な実学としての看護を実践する主体を育成するという教育目的(人材養成目的)はほぼ達成されていると思われる。しかし、卒業生の活動状況の追跡調査はしていないため、本学の看護基礎教育としての評価は今後の課題として残されている。



表2-10 卒業生の進路状況

就職内定・進学状況

	第1期生 平成13年3月卒	第2期生 平成14年3月卒	第3期生 平成15年3月卒	第4期生 平成16年3月卒	第5期生 平成17年3月卒	第6期生 平成18年3月卒
卒業生	85	95	85	106	98	94
就職内定	76 (100%)	86 (100%)	72 (96.0%)	88 (97.8%)	87 (100%)	89 (100%)
大学院・助産師学校進学	5	8	9	11	11	4

職種別進路状況

	第1期生 平成13年3月卒	第2期生 平成14年3月卒	第3期生 平成15年3月卒	第4期生 平成16年3月卒	第5期生 平成17年3月卒	第6期生 平成18年3月卒
就職内定者	76	86	72	88	87	89
看護師	61 (80%)	67 (78%)	60 (83%)	71 (81%)	71 (82%)	64 (72%)
保健師	6 (8%)	9 (10%)	9 (13%)	9 (10%)	6 (7%)	16 (18%)
養護教諭等	9 (12%)	8 (9%)	2 (3%)	6 (7%)	10 (11%)	8 (9%)
その他(民間企業等)	0 (0%)	2 (3%)	1 (1%)	2 (2%)	0 (0%)	1 (1%)

(注) 各期とも翌年度5月1日付集計。

評価項目 2 1 (基準協会 A 群): 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

看護学部は必修科目が多く時間割に余裕がないことから、履修科目の登録に上限は設けていない。履修登録は前期と後期の登録期間内に学内ネットワークシステムを利用して行い、学生個々の時間割表は印刷して事務局教務班に提出し、学生と両方で確認を行う。現在のところ上限設定がないことによる問題はない。

評価項目 2 2 (基準協会 A 群): 成績評価法、成績評価基準の適切性

講義、演習、臨地実習等によって成績評価の方法は異なるが、教員が授業科目を責任もって担当し、臨地実習科目においても、教員が実習施設で直接指導する体制により、学生の履修状況を的確に把握している。成績は、試験等の成績及び授業への出席状況等を総合的に評価する。各科目の具体的な評価方法は、シラバスと看護実習要項に明示している。

成績評価は、評点 80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」と表示の上、「可」以上を合格とし、評点 60 点未満は「不可」と表示して不合格とする。開学時からの 4 段階評価を見直し、国際的な指標である GPA 制度との互換を図るために、全学的に 5 段階評価導入の検討が開始されたところである。

評価項目 2 3 (基準協会 B 群): 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

試験は、出席時間が講義および演習においては授業時間の 3 分の 2 に満たない者、実験及び実習においては授業時間の 5 分の 4 に満たない者には受験資格を認めていない。成績は、前期および後期の学期末に一定期間を定めて行う定期試験と平常の学習の評価から出し、原則として追試験、再試験は行わない。しかし、病気等の特別な理由によって定期試験を欠席した場合に、所定の用紙での手続を経て追試験を実施することがあり、点数は取得した点数の 8 割を上

限とする。定期試験が不合格になった者に対する再試験は、教授会が認めた場合に1回に限り実施し、「可」を上限とすると規定している。しかし、合格ラインに到達しない場合、科目認定教員の判断によりフォローアップの手段を講じているのが現状である。学生へのガイダンスでは原則を強調しているが、学習の積み重ねからは科目配置年次での修得が基本であり、教育的配慮による対処も重要である。

成績判定は、教員の責任により作成された成績データを学内成績システムにより整理し、教務委員会で照合・確認を厳格に行い、教授会で審議・決定する。成績発表は学内ホームページを通じて行い、単位の修得状況については、「成績照会」画面でいつでも各自が確認できるシステムになっている。自分の履修した科目の成績について疑義がある場合、成績発表の日から一定の期間を区切って成績質問を受け付けている。以上より、学生への周知のもとで成績評価は厳格に行っているが、GPA 制度の導入に向けては、より公平で透明性のある評価基準と厳格な評価システムを検討していく必要がある。

#### **評価項目 2 4 (基準協会 B 群): 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性**

進級は、在籍する学年に担当されている必修科目の試験のすべてに合格した場合に、1年上の学年に進級することができる。本学部では、「仮進級」の規定があり、在籍する学年に担当されている必修科目(「実習科目」を除く)の試験において、「不可」の評価が2科目以内である場合は、1年上の学年に仮進級することができる。仮進級した場合は、仮進級の対象となった「不可」の必修科目を仮進級年次において再履修し、再度「不可」の場合は留年となる。

「留年」は、在籍する学年に担当されている必修科目について、「不可」が3科目以上あった場合である。また、平成14年度入学生からは、在籍する学年に配置されている必修科目である「実習科目」について、1科目でも「不可」の評価があった場合は留年となる規定が設けられた。平成17年度には、複数年にわたり同一の必修科目が不可となったまま進級する学生がみられることから、留年の規定を見直し、留年した学年における翌年度以降の進級においては仮進級を認めず、当該学年に担当されているすべての必修科目について合格したときに進級させる取り扱いに改めた。これは平成18年度入学生から適用されている。

現在の看護学部履修規程では、「看護実習の履修要件」の規定はなく、必修の専門基礎科目や看護援助論等の専門科目に未取得の単位があっても看護実習に臨むことが可能である。このような学生が数名でたことから、見直しの必要性が指摘されている。

#### **評価項目 2 5 (基準協会 A 群): 学生に対する履修指導の適切性**

学生に対する履修指導は、「履修ガイド」に従って、新入生・新編入生に対しては入学時オリエンテーション、在校生に対しては学年ごとのオリエンテーションを行うほか、留年生等には個別の履修指導を実施している。新入生への履修登録の手順は、各学生がコンピュータを1台使用して練習する。また、在校生による新入生への自主的なガイダンスは、施設の案内と当面に必要な事柄の説明で毎年好評である。一方で、在校生の新学年オリエンテーションは、短時間に様々な内容となっており、学習意欲を高めるには工夫が必要である。3年生、4年生では進路選択に向けて、タイミングを重視したガイダンスを行っており、学習意欲を刺激するものになっている。

学内ホームページには「履修登録の手引き」を掲載し、履修登録等に必要な各種様式がダウンロードできる。また、各自の履修登録内容は、Web上の「学生時間割表」で確認できる。それでも、看護学部では履修登録もれの学生が年間1、2件発生していたが、履修指導と登録確認期間におけるチェック機能を強化して未然に指導している。

履修指導において細心の注意を要するのが編入生である。新編入生には、学部新生と合同でのオリエンテーションとともに、別枠での詳細なオリエンテーションを実施している。さらに編入生は、履修規程の適用時期、既に有する資格（看護師、保健師、助産師）ごとの既修得単位の認定特例、既修得単位の個別認定、授業科目の履修年次、教職課程の履修などによって個別対応が必要であり、個別の相談体制を設けることにした。とくに、養護教諭免許取得を希望する学生は、必然的に履修科目が過密になるため、計画的な履修の指導が必要である。

このように、適時に履修指導を実施しているが、恒常的な履修指導体制は不足しており今後の課題である。

#### **評価項目 2 6 (基準協会 B 群): オフィスアワーの制度化の状況**

教員ごとの相談できる時間の一覧は、前期と後期ごとに毎年ホームページに掲載し、研究ラウンジ受付に貼り出している。教員は可能な限りオフィスアワーを確保することが合意されているが、利用状況は把握できていない。

#### **評価項目 2 7 (基準協会 B 群): 留年者等に対する教育上の配慮措置の適切性**

留年生には、学年ごとのオリエンテーションのほか、4月の履修登録前に教務委員が面接して履修指導を行う。留年生や仮進級者でとくに計画的な履修が必要とみられる学生は、個々の履修歴を作成し、必要時には教務委員が面接して履修指導を行っている。このような学生の中かで学生生活への支援が必要な場合は、学生委員会と連携して対応している。仮進級者では、再履修科目と新学年の必修科目が時間割上で重なる場合があり、学生の自己認識と教員による学習支援の個別対応を図る目的で、今年度より「重複履修科目登録届」制を設けた。

#### **評価項目 2 8 (基準協会 C 群): 学習支援 (アカデミック・ガイダンス) を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況**

開学から数年間は新生グループごとに教員のアドバイザーを設けたが定着しなかった。現在は基礎ゼミのグループ担当教員がその役割を担っている場合があるが、制度化されていない。前述したように留年生等には教務委員が対応しているが、留年や仮進級に至らない早めの対応が必要であり、制度導入の検討が必要である。

#### **評価項目 2 9 (基準協会 A 群): 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進する措置とその有効性**

全教員で担当する1年生の基礎ゼミは、目的が多岐にわたり過ぎるとの評価もあるが、グループの成果発表会は学生主体で活発な運営がなされ、学習意欲を引き出すことに大きく貢献している。また、4年生の総合実習は、総合的実践力を習得することを目的として8領域から選択するが、卒業研究や進路に結びつく重要な実習であり、各学生の希望を最優先に調整している。

教育の質を向上させるためには、社会からの要請、時代の要請および学生からの要請等による要因が挙げられる。これらについて、平成12年度に自己点検・評価委員会および同実施委員会を設置して以来、報告書を編集して全学的な対応とし、看護学部もこれに参画してきた。これらの点検により、設備等のハード面のみではなく、カリキュラムや人事等のソフト面での対応によって努力を重ねてきた。学生から意見を聞く授業評価は平成12年度から実施し、現在も予算を得て継続的に行っており、科目担当教員のコメントを含めた報告書を作成している（詳細については点検・評価の項に述べる）。

平成17年6月には看護学部の目的と教育目標(人材育成目標)とともに「教育方法の特徴」を学部全体で合意し明確化した(図表2-11)。FDでの討議等を通して浸透し、実習指導に当たる助手も含め各教員が、本学部の教育方法の特徴を生かす取り組みをしている。

図表 2-11 看護学部の教育方法の特徴

1 .	地域の多彩な施設・専門家の協力を得ながら、少人数グループによる4年間の段階的かつ統合的な臨地実習を行います。
2 .	看護学及び関連分野の専門的知識を基盤に、学内での演習を通して科学的な根拠に基づく創造的・実践的な専門教育を行います。
3 .	共通教育と専門教育の連携により、豊かな倫理性や感性および科学的な思考力を培うとともに、実践的な語学力や情報処理能力を養います。

看護実習は看護教育の根幹をなすものであり、臨地において、大学で学んだ講義・演習内容と実践とを関連づける教育的役割を果たすためには、担当教員が恒常的に研鑽していく必要があることから、平成14年度から助手を中心とした看護実習担当教員の研修を実施している(図表2-12)。平成15年度以降の研修会からは、結果を報告書としてまとめている。毎年の研修の開催および助手の定着により教育技術も向上しているが、研修内容はグループワークが多く、継続的な内容となっていないために、系統的な学習を希望する教員も増えてきている。平成17年度の研修では、はじめて外部の講師による研修会を開催し好評であった。今後は、厚生労働省で実施している看護教育研修会や実習指導者研修会等の教育プログラムを参考として、継続的・系統的な研修を企画する必要がある。

図表 2-12 実習指導者研修会

開催日時	内容
平成14年11月	講演：本学における臨地実習教育の位置づけ・助手の役割 講師：徳永恵子看護学部長
平成16年3月	グループワーク：臨地実習における学生指導上の課題と取り組みの実際 - 指導体験事例・場面の検討 -
平成17年3月	グループワーク：臨地実習における学生指導上の課題と取り組みの実際 学生理解 - 学生の成長を支えるための情報共有について 臨地実習施設や臨床指導者との連携・調整について

開催日時	内容
平成 18 年 3 月	テーマ：看護学実習における学生の学びを深める教育的関わり 講演：安酸史子先生(福岡県立大学 看護学部長) グループワーク：講演内容を踏まえて事例をもとに討議する

### 評価項目 3 0 (基準協会 A 群): シラバスの作成と活用状況

学生に対して授業時間毎の授業内容を明示した授業計画や成績評価基準を示すシラバスは、毎年度刷新し、冊子「授業計画」として新年度オリエンテーションで配布している。ホームページの「事務・教務システム」でも随時参照することができる。ホームページの入力様式は統一で字数が限られていることから、より詳細なシラバスを授業中に提示している教員も多い。しかし、平成 17 年度後期の授業評価（総合）では、「シラバスは解り易かったか」の問いの平均値は「普通」であり、「わからない」とした学生も多い。一方的に提示するばかりではなく、学生の活用を図る方策が必要である。

### 評価項目 3 1 (基準協会 A 群): 学生による授業評価の活用状況

平成 17 年度後期の授業評価の回答率は、42%から100%まで科目によって大きな開きがある。受講者数、実施時期、回収方法等によって左右されるが、学生にとっては繰り返される授業評価に新鮮味が薄れる可能性がある。教員が独自の評価項目を工夫するなどの評価方法の検討とともに、授業評価が確実に還元されるプロセスにあることを学生に示す努力が必要である。

昨年度の卒業生へのアンケートでは、授業の過密さ 看護実習の配置や1年次に専門科目が少ないなどの科目配置のアンバランス 専門基礎科目と専門科目の連動性 本学部の特色の印象が薄い 等についての指摘があり、学びを積み上げる視点でカリキュラムを見直す必要性があると思われる。

### 評価項目 3 2 (基準協会 B 群): FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

学生からの意見を教育に反映させるための各教員による努力と平行して、平成 15 年度からは、教員の教育能力向上を目指した FD が全学をあげて実施されることになった。看護学部の分科会では、平成 15 年度は「静脈注射に関する技術の到達度」をテーマに、助手を含めた全教員でグループワークと全体討議を行った。この FD 後、教員 7 名による「静脈内注射に関する検討プロジェクト委員会」を立ち上げ、静脈内注射に関する教育内容の現状と課題を明らかにし、本学における教育プログラムを作成した。この経過は報告書「静脈内注射に関する教育内容の検討報告」(平成 16 年 3 月)にまとめた。

平成 16 年度 FD では、2 つのテーマを設定し、テーマ 「大学卒業時の到達目標の検討 - ヒューマンケアの基本に関する実践能力に焦点を当てて - 」、テーマ 「学生の『つまずき』の現状と課題」について討議した。第一のテーマでは、教養教育・専門基礎科目にヒューマンケアの基本となる授業科目が配当されており、教員自身が基礎となる科目と担当科目との関連を意識的に組み入れ、教育効果を高める教授方法をとることが確認された。第二のテーマでは、過去 5 年間における学生の必修科目成績・仮進級・留年・休学・退学の状況データをもとに、「つまずき」の背景を探った。クラスメートとコミュニケーションがうまくとれない学生や勉

学に専念できない悩みをもつ学生が多いこと、2年生から3年生への仮進級者が多く、仮進級のもとになっている専門基礎科目がある程度限定されてきていること、学習方法に問題がある等が指摘され、教員の連携によるサポート体制や教授法の工夫について具体的な提案があった。また、次年度からの基礎ゼミへの期待が出された。

平成17年度FDでは、看護学部の「教育の目的、教育目標、教育方法の特徴、アドミッション・ポリシー」が6月に完成したことから、「特色ある宮城大学看護学部の形成に向けて - 看護学部の教育方法の特徴 - 」をテーマに話し合った。その結果、多くの病院・施設における看護実習を経験することにより多面的な学びが得られ、少人数グループに助手1名のきめ細やかな実習指導である 養護教諭一種免許が取得でき、多くの学生が教職関連科目を受講して看護に生かしている 看護マネジメントや看護情報学など、社会のニーズに即した科目が充実している 等が確認された。今後の課題としては、時代のニーズに対応した教育内容を取り入れる カリキュラムの図式化などにより看護学部のビジョンを明確にし、教育の特徴が強化され生かされるカリキュラム編成の必要性 があげられた。そこで、平成18年度FDでは、今後のカリキュラムを検討するうえで教員の共通認識をもつために、「カリキュラム改革に向けた現行カリキュラムの点検」というテーマを設定した。これにより、関連科目の講義内容をすり合わせて重複を減らし、知識の統合と体系化を図る 各科目の開講年次や順序性、選択・必修の検討を行い、時代のニーズを反映させた教育内容を盛り込む ことが提案された。これらの研修活動により、学習者である学生を中心に据えたカリキュラムの編成に向けて、教育内容や問題点の明確化と対策が得られ、さらに討議そのものが刺激となり教員の啓発につながっている。

以上のように、現状を見据えて学部全体で教育内容の改善に取り組んできたが、今後も看護学教育の特徴を踏まえたFD活動を中心として、教員の共通認識のもと現実的な課題の改善に努めていく必要がある。

### 評価項目33(基準協会B群): 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

講義形式の授業以外に、クラス分けでの学内外での演習やグループワーク学習、学生が自ら学ぶ学習などを積極的に取り入れている。

また、本学部では付属の実習施設を持たないため、仙台市内を中心として県内32施設以上の協力を得て実習を行っている(図表2-13)。そこで、大学と実習施設の実習関係者が相互の理解を図り、看護実習を効果的かつ円滑に遂行するため、実習に関わる事項について調整協議する「宮城大学看護実習全体協議会」を毎年開催している。これまでの主な協議事項は図表2-14のとおりであり、年次経過と共に、本学部の実習に対する理解を得るための協議から教育の質向上を目指した協議内容に変化しており、有意義な情報交換の場になっている。この他、例年各実習の前後において、病院別や領域別の実習打ち合わせや反省会を設けており、実習内容や実習環境の改善につなげている。

平成14年3月に報告された「大学における看護実践能力の育成の充実に向けて」を基に、看護基礎技術を中心とした実習のあり方に関する検討に着手した。平成15年度には看護基礎技術の一覧表を作成し、各領域の演習・実習で体験させたい項目を段階別に明示した。臨床では、疾病構造の複雑化や医療の進歩等により、学生が直接ケアできる機会が激減しているため、

基礎看護技術が可能な限り体験できるよう看護実習全体協議会において提示し、実習施設への協力を求めた。平成16年度には、「実習における『看護基礎技術』実施状況調査」を1年生から3年生を対象に行い、看護専門領域ごとに看護技術教育の現状と調査結果の分析から考察を加えて報告書を作成した。平成17年度の全体協議会では、この分析結果を報告し、今後の講義・学内演習と臨地実習での取り組みについて臨床側と意見交換を行った。また近年、早期離職者の急増や、卒業時の到達レベルと現場で求めるレベルの格差等が問題となっていることから、平成16年度・17年度の全体協議会では、大学卒業時の到達目標について意見交換を行った。今後は、実習施設および就職病院を含めた大学教育における卒業時到達レベルの共有化を目指したいが、まずは本学部における卒業時の到達目標を設定し、各領域の実習内容の調整を行う必要がある。さらに、平成15年3月に出された「看護基礎教育における技術教育のあり方に関する検討会報告書」において、患者の同意を得る方法について報告されたことを受け、実習説明書・同意書のあり方を検討し、看護実習全体協議会等での協議を経て、平成16年度の看護実習から使用している。平成17年1月には日本看護系大学協議会から「看護学実習における個人情報取り扱いに関するガイドライン作成のために」が出され、本学部の実習における個人情報取り扱いについて検討を開始した。平成17年8月に弁護士による個人情報保護法の勉強会を行い、また宮城県情報公開室の意見を聴取し、さらに各領域における実習の実情を踏まえてガイドラインを作成した。

実習施設が多岐にわたるため、実習環境としての学生の更衣室、カンファレンス室等の設備に関しては、施設により格差がある。実習施設までの移動に要する時間や費用についても、付属の実習施設を持つ看護系大学の学生に比して負担が大きい。その一方で、多様な実習施設における看護が体験できることが効果的な学習につながっており、本学部の教育の特徴でもある。また、助手が実習施設において直接学生の実習指導を行い、臨床現場の中で、学生が看護の本質を学ぶ上での教育的支援をする重要な役割を担っている。則として学生5名に対して助手1名が指導に当たる少人数グループ単位で、臨地での臨床指導者との協力と科目担当教員との連携のもと、きめ細かい臨床指導を行っている。

以上より、教員の創意工夫と地域の多彩な施設や専門家の協力のもと、効果的な教育に向けた授業形態と授業方法が取られていると評価できる。

図表 2-13 平成 18 年度看護実習施設一覧

実習施設名	所在
東北厚生年金病院	仙台市宮城野区福室 1-12-1
東北公済病院	仙台市青葉区国分町 2-3-11
東北労災病院	仙台市青葉区台原 4-3-24
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1
宮城県立がんセンター	名取市愛島塩手字野田山 47-1
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3
社団法人宮城県看護協会 訪問看護ステーション	各訪問看護ステーション
介護老人保健施設茂庭台豊齡ホーム	仙台市太白区茂庭台 2-16-10

実習施設名	所在
介護老人保健施設エバーグリーン・イズミ	仙台市泉区実沢字立田屋敷 17-1
介護老人保健施設季館	黒川郡富谷町三ノ関字坂ノ下 116-3
介護老人保健施設リーブズ	黒川郡富谷町成田 2 丁目 1-3
介護老人保健施設ハート五橋	仙台市青葉区五橋 1 丁目 1-5
介護老人保健施設仙台青葉ロイヤルケアセンター	仙台市青葉区吉成台 2 丁目 3-20
独立行政法人国立病院機構 西多賀病院	仙台市太白区鉤取本町 2-11-11
仙台市立病院	仙台市若林区清水小路 3-1
仙台社会保険病院	仙台市青葉区堤町 3-16-1
仙台市立保育所	仙台市青葉区国分町 3-7-1
多賀城市立保育所	多賀城市中央 2-1-1 多賀城市保健福祉部こども福祉課
高森サーラ保育園	仙台市泉区高森 4-2-615
富谷町立保育所	黒川郡富谷町富谷字坂松田 30 富谷町保健福祉課
光ヶ丘スベルマン病院	仙台市宮城野区東仙台 6-7-1
仙台スイミングスクール清水沼校	仙台市宮城野区清水沼 1-1-30
ナーシング助産院	多賀城市東田中 1-15-5
とも子助産院	仙台市泉区野村字野村 95-6
宮城県立精神医療センター	名取市手倉田字山無番地
国見台病院	仙台市青葉区国見 1-15-22
東北会病院	仙台市青葉区柏木 1-8-7
仙台保健福祉事務所	塩釜総合支所、岩沼支所、黒川支所
仙台市青葉区保健福祉センター	仙台市青葉区上杉 1-5-1
仙台市泉区保健福祉センター	仙台市泉区泉中央 2-1-1
大和町保健福祉総合センター	大和町吉岡字館下 88
富谷町福祉健康センター	富谷町富谷字西沢 13

図表 2-14 宮城大学看護実習全体協議会

開催日時	主な協議事項	参加施設
平成 13 年 7 月 11 日 14:00 ~ 16:00	(1)宮城大学「看護実習」教育について  (2)その他  平成 13 年度「看護実習」計画（変更部分のみ）について 宮城大学看護学実習全体協議会の内容・進め方等について	18 施設出席
平成 14 年 7 月 3 日 14:00 ~ 16:00	(1)宮城大学「看護実習」教育について  「次世代の看護師の育成」に関する考え方や果たす役割等について  看護実習「指導教員への指導・支援」について	18 施設出席



開催日時	主な協議事項	参加施設
平成 15 年 7 月 9 日 14:00 ~ 16:00	(1)宮城大学看護学部改正カリキュラムについて (2)看護基礎教育における技術教育のあり方について	21 施設出席
平成 16 年 7 月 14 日 14:00 ~ 16:00	(1)看護基礎教育における技術教育のあり方について (2)看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標について	16 施設出席
平成 17 年 6 月 29 日 14:00 ~ 16:00	(1)実習説明書・同意書について (2)実習における「看護基礎技術」実施状況調査報告書について (3)看護実践能力育成の充実に向けた大学卒業時の到達目標について (4)臨地実習における個人情報の取り扱いについて	22 施設出席

### 評価項目 3 4 (基準協会 B 群): マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

講義室の標準装備として、オーバーヘッドプロジェクター、スライド、VTR、DVD、パーソナルコンピューターを用いたプレゼンテーション等、マルチメディアを用いた教育環境が整っている。VOD システムは平成 15 年度 3 月に導入され、平成 16 年度から学生へのガイダンスを実施して本格的に運用している。また、来年度より e - ラーニングが学内のどこからでも利用できるよう整備が進められている。詳しくは、7 . 施設・設備等、8 . 図書館および図書・電子媒体等の項で述べる。

#### 目標達成度 : B

開学時の学部理念は教育目標に具現化されている。また本学部の教育課程は、学部の目的・教育目標と看護学の概念枠組みに従って体系的に編成されており、人材育成目標を達成できる教育内容になっていると評価できる。

教育課程は、国家試験結果から早急に見直して改正し、平成 14 年度入学生から適用した。平成 17 年度の新学部開設に合わせた共通教育の編成では、看護学部の特性に基づいて豊かな人間性と高い倫理観の育成と、外国語及び情報教育が専門教育と効果的に連携するよう配慮した。このように、組織的に教育課程の検討を重ねてきたことは高く評価できる。

現行カリキュラムは、平成 17 年度に 1 回目の卒業生を出したが、保健師国家試験の合格率は全国平均を大きく上回ったものの看護師国家試験は満足すべきものではない。また、a 実態に即した単位数であるかの見直しを含めた卒業要件単位数のスリム化、b 社会のニーズにあった人材育成をするための科目編成、c 学生の学びを主体とした科目配置の順序性やコース選択制等の見直しが必要であることが指摘されている。さらに、本学部の教育のビジョンを明確に示す必要性が、学生と教員の両者から指摘されている。

教育方法については、平成 12 年度から授業評価を全学的に実施し、結果のフィードバックに努めてきたが、授業評価が教員の教育改善と学生に十分に活用されているとはいえない。教育目的(人材育成目標)と教育方法の特徴を明文化した平成 17 年度には、合意の過程で全教員が本学部の教育を改めて確認し、FD を通して教育方法の特徴を生かした改善策を討議す

ることにより、各教員の取り組みにまで浸透してきていることは評価できる。

看護実習については、新カリキュラムへの対応、看護基礎技術の実施状況調査、看護学実習における個人情報取り扱いに関するガイドラインの作成など、新たな課題に着実にとり組みその成果を示したことは評価できる。また、看護実習全体協議会や実習指導者研修会も年々内容が深まりつつある。しかし、保健医療現場で看護職に求められる技術の複雑化・高度化および学生の学力や若者気質の変化に対応した実習指導が十分に実施できているとは言えない。今後は実習内容や指導方法について、より質の高い教育を行うよう努力していく必要がある。

卒業生の進路状況と養護教諭一種免許取得状況からは、人材育成目標が概ね達成できていると評価できるが、教育効果や目標達成度を測定する方法として教員の合意が得られたシステムは未完成である。

### (3) 残された課題

#### カリキュラムの改善

4年一巡した現行カリキュラムには改善すべき点が指摘されている。主な改善点としては、ア) 授業形態と単位数の妥当性を見直し、イ) 卒業要件単位数のスリム化、ウ) 社会的ニーズの高い選択科目の必修化、エ) 専門基礎科目と専門科目の連動性と順序性、オ) 教育課程の図式化等により本学部の教育のビジョンと体系性を明確に示す 等があげられている。

#### 共通教育と専門教育の連携

高校・大学の接続に関連する「リテラシー」「導入科目」「リメディアル」について、本学部の教育の特性に照らして評価し、専門教育への円滑な連携についてさらに検討する必要がある。

#### 専門教育科目の教育内容の精選

現在までの専門教育科目の教育内容の見直しでは、不足部分より重複部分が多い。関連科目の授業内容をすり合わせて内容を精選し、連動性と順序性に配慮して効果的な学修の積み上げができるよう検討する必要がある。

#### 授業評価の活用

授業評価が、教育の質を保証して教育改善へとつながるプロセスとして活用されるように活性化を図る必要がある。

#### 教育効果の測定方法の開発

国家試験結果と進路状況のほか、教育効果や目標達成度を測定する方法として、教員間で合意する仕組みはまだ開発されていない。

#### 成績評価の検討

5段階成績評価導入の検討とともに、成績評価基準を明確にする必要がある。

#### 各年次における学生の質確保

「看護実習の履修要件」は、必要性が認められながら規定に至っていないため、問題を整理して再検討が必要である。また留年の規定は、平成18年度入学生からの適用で改正したが、改正の主旨が生かされるか追跡調査が必要である。

#### 履修指導

留年生及び仮進級生、授業を欠席しがちな学生への履修指導を適切に行い、学習支援を恒常的に行うアドバイザー制度の導入などを検討する。

#### 看護実習

看護実践能力を育成するために、本学部の卒業時到達レベルを設定し、助手を含め教員全体での共有化を図る必要がある。また、本学部の学生に対応した実習指導方法および実習指導技術の向上が必要である。

#### 単位認定・単位互換制度

他大学又は短期大学の既修得単位および本大学の他学部・他学科の単位互換による既修得単位の卒業要件数への算入を再検討する必要がある。また、専修学校卒業の編入生については、入学前の既修得単位の個別認定を再検討する。さらに、単位互換制度や科目等履修生制度を活性化する方策を検討する。

### (4) 残された課題の達成の見込み

#### カリキュラムの改善

将来構想委員会と教務委員会が連携して改正の目的、骨子、時期を検討し、ワーキンググループを立ち上げて教員の合意を取りながら計画的に作業を進めたい。ワーキンググループの検討は、平成19年度より本格的に開始する。

#### 共通教育と専門教育の連携

平成17年度から適用された共通教育は、平成19年度入学の編入生から適用されるにあたり、履修順序や教育内容を検討中である。また、共通教育を履修した学生が専門教育への移行時期にあたり、教育内容の評価を始めている。高校から専門教育への導入として関連が深い科目(「英語」「コンピュータ基礎」「コンピュータ統計処理」「基礎ゼミ」「生物」「化学」等)について、入試との関連も視野に入れて評価し、専門教育への連携を図りたい。

#### 専門教育科目の教育内容の精選

今年度10月から将来構想委員会が中心となり、教育内容の全面的な見直しを始めた。現在は、専門基礎科目と看護専門科目のそれぞれの分野間で、担当科目の授業内容を報告して重複等を調整している。今後、専門基礎科目と看護専門科目の重複と関連性を調整し、平成19年度中に教育内容の精選を図っていききたい。

#### 授業評価の活用

授業評価は、評価委員会と教務委員会が連携してシステムの見直しを行うとともに、来年度より助教が科目担当することから、FD等によって教員の授業評価への意識を高める組織的な取り組みを実施したい。

#### 教育効果の測定方法の開発

現在、「学生用自己評価表(学びのふりかえり)」は、専門科目担当者のワーキンググループで検討を重ねており、平成19年度入学者の基礎実習から使用できるよう完成させる。4年間を通して学生が主体的に学び、教員が目標達成に向けて学習支援するものとして利用し、教育効果を測定する指標としても活用したい。

#### 成績評価の検討

現在、成績5段階評価の導入については全学教務委員会の審議事項であり、看護学部の教務委員会と教授会で意見を集約中である。実習科目の成績評価など、学部の特徴を考慮する必要がある。来年度の結論を目指して慎重に検討する。

#### 各年次における学生の質確保

「看護実習の履修要件」は平成19年度中に再検討する。改正した留年規定は、学生への

不利益にならないように学習支援を強化しながら、今年度より追跡調査を続ける。

#### 履修指導

学生の「学修のつまずき」に関する現状分析を継続して行い、組織的に問題を見直すとともに、教務委員会が個々の学生の履修状況の把握に努め、学生委員会と連携して履修指導を行う体制を強化する。また、アドバイザー制度の導入について、教務委員会で検討する。

#### 看護実習

看護実践能力の育成に向けて、本学部の卒業時到達レベルを設定し共有化するために、現在は各看護専門領域における実習内容を明らかにする段階にあり、来年度より本格的な調整を行う。また、個々の学生に対応した実習指導方法および実習指導技術の向上を図るため、系統的・継続的な教員研修を企画・実施する。

#### 単位認定・単位互換

他大学又は短期大学の既修得単位の卒業要件数への算入と、専修学校卒業の編入生の入学前単位個別認定については、今年度より教務委員会で検討しているが、看護学部の独自性と教育の弾力化のバランスに配慮し、カリキュラムの改正と合わせて履修規程を見直したい。また、学都仙台単位互換制度と科目等履修制度を活性化するために、平成19年度よりとくに学部の提供科目の拡大を図りたい。

## 4. 学生の受け入れ

### (1) 学生の受け入れに関する目標

目標：意欲、適性、基礎学力といった点から、本学部の教育目標にふさわしい学生を受け入れる。

目標の説明：本学部の教育目標（人材育成目標）は、「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職を養成する」というものである。より具体的には、豊かな人間関係を形成する能力を養うこと、科学的に思考する能力を養うこと、総合的に実践する能力を養うこと、マネジメント能力を養うこと、関連分野と協同してグローバルに活動する能力を養うこと、を目標としている。

このような人材を養成するために、基礎的学力だけでなく、看護についての関心、適切な人間関係を形成・維持する能力、適切なコミュニケーション能力、論理的な思考能力などの諸点から、看護職としてふさわしい人材を受け入れることを目標として、入学者選抜を行っている。

### (2) 自己点検評価

評価項目1（基準協会A群）：大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

入学定員は90名である。入学者選抜方法は、平成17年度時点で、一般選抜53名（前期日程43名・後期日程10名）、特別選抜（推薦）37名（県内の高校からの推薦による県内枠27名・県内外の高校からの推薦による全国枠10名）、特別選抜（アドミッションズ・オフィス）若干名（社会人対象）、特別選抜（帰国子女）若干名、となっている。

この他に、3年次編入学をする特別選抜（編入学）を10名の定員で実施している。特別選抜（編入学）においても社会人を対象としたアドミッションズ・オフィス選抜を若干名の定員

で行っている。

一般選抜試験

一般選抜試験では、大学入試センター試験に加えて、大学で行う個別選抜試験において小論文と面接を行っている。入学志願者の基礎的学力については、大学入試センター試験の成績で把握し、個別選抜試験では、小論文試験によって総合的な思考力や文章表現力を把握し、面接試験によって入学志願者の看護に対する関心や人柄、コミュニケーション能力などを把握して、入学者を決定している。

また、入学者選抜に多様性をもたせるために、前期日程選抜と後期日程選抜では、大学入試センター試験の利用教科・科目に変化をもたせている。理系の基礎学力を有することを学生に求めることと、個別選抜試験の重要性を高めることを目的として、平成17年度実施の入学者選抜試験から、大学入試センター試験の科目・配点ならびに個別選抜試験の配点の変更を行った。

図表2-15 入学選抜方針募集人員

単位：人

一般選抜試験		特別選抜試験					
前期日程	後期日程	推薦		帰国子女	社会人 AO	編入学	
		県内枠	全国枠			一般	AO
43	10	27	10	若干名	若干名	10	若干名

図表 2-16 大学入試センター試験の利用教科・科目

学力検査等の区分・日程	大学入試センター試験の利用教科・科目名			
	平成17年度以降		平成16年度以前	
	教科	科目名等	教科	科目名等
前期	国語	「国語」	国語	「国語・国語」
	数学	「数学」「数学・数学A」から1科目 「数学」「数学・数学B」から1	数学	「数学」「数学・数学A」から1科目 「数学」「数学・数学B」から1
	理科	「理総合A」「理総合B」「物理」 「化学」「生物」から2	理科	「理総合」「物理A」「物理B」 「生物A」「生物B」「化学A」 「化学B」から1
	外国語	「英語」「外国語」から1	外国語	「英語」「外国語」から1
	地歴	「世界史A」「世界史B」「日本史A」 「日本史B」「地理A」「地理B」から1	地歴	「世界史A」「世界史B」「日本史A」 「日本史B」「地理A」「地理B」から1
	公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」 (5教科科目)	公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」 (5教科科目)
後期	国語	「国語」	国語	「国語・国語」
	外国語	「英語」「外国語」から1	外国語	「英語」「外国語」から1
	数学	「数学」「数学・数学A」 「数学」「数学・数学B」から1	数学	「数学」「数学・数学A」 「数学」「数学・数学B」
	理科	「理総合A」「理総合B」「物理」 (4教科科目)	理科	「理総合」「物理A」「物理B」から1 「生物A」「生物B」「化学A」 「化学B」
	地歴		地歴	「世界史A」「世界史B」「日本史A」 「日本史B」「地理A」「地理B」から1
	公民		公民	「現代社会」「倫理」「政治・経済」 (4教科4科目)

平成17年度実施前期日程選抜では、大学入試センター試験について、国語1科目、数学2科目、理科2科目、外国語1科目、地歴および公民から1科目の5教科・7科目の成績を用いている。それ以前は、理科が1科目の5教科6科目の成績を用いていた。一方、後期日程選抜では、平成17年度より、国語1科目、外国語1科目、数学1科目、理科1科目の4教科4科目の成績を用いている。それ以前は、国語1科目、外国語1科目、数学および理科から1科目、地歴および公民から1科目の4教科4科目の成績を用いていた(図表2-16参照)。

大学入試センター試験科目および小論文・面接試験の配点は図表2-17の通りである。平成17年度実施の入学選抜試験から、大学入試センター試験の利用科目・配点では、前期日程・後期日程ともに数学・理科のいわゆる理系科目の比重が相対的に高くなっている。一方、個別選抜試験における小論文の配点は、前期日程・後期日程ともに従来の配点の倍の配点になっている。このことは、従来よりも個別選抜試験の重要性を相対的に高めることと、入学志願者の論理思考力や文章表現力などの総合的な能力をより重視することをねらいとしている。

小論文試験では、いわゆる文系的な能力が影響すると考えられるので、大学入試センター試験における理系科目の相対的な重要性を高めたことに対してバランスをとる意味もある。

図表2-17 一般選抜入試の得点配分

	国語	地歴または公民	数学	理科	外国語	小論文	面接	合計
17年度 前期日程	50	50	200	200	100	120	60	780
17年度 後期日程	100		100	100	100	80	40	520
16年度以前 前期日程	100	100	200	100	100	50	60	720
16年度以前 後期日程	100	100	100		100	40	40	480

#### 特別選抜(推薦)

推薦入試では、県内枠と全国枠があり、両者とも小論文と面接を行っている。小論文・面接のねらいは、一般選抜の場合と同じである。推薦入試では、県内枠では調査書全体の評定平均値が4.0以上、全国枠では全体の評定平均値が4.2以上で理科と数学の平均評定値がそれぞれ4.3以上であることを推薦資格としており、入学志願者の基礎的学力はこれによって担保されていると考えられる。

#### 特別選抜(アドミッションズ・オフィス)

社会人を対象にAO入試を行っている。AO入試では3段階の選考を行っている。第1次選考は出願時に提出されたレポートと志願書によるものであり、第2次選考では入試委員全員による面接が行われ、第3次選考では学部長ら3名による面接が行われている。社会人AO入試では、入学志願者の看護に対する目的意識や人間性、特に他の学生に対して良い影響を与えることが期待できる人物であるかなどを面接によって評価している。

#### 特別選抜(帰国子女)

帰国子女対象の特別選抜では、小論文と面接によって選考を行うことになっているが、平成17年度時点では実施されたことはない。

### 特別選抜（編入学）

看護師免許取得者または看護師国家試験受験資格者で、看護系短期大学または看護系専修学校の専門課程を修了、修了見込みの者を対象に、3年次編入学となる編入学試験を行っている。一般編入学試験では、看護専門科目（150点）英語（100点）小論文（100点）面接（50点）を試験科目として選考を行っている。また、すでに看護職として3年以上就業している者を対象とした編入学AO入試も行っている。編入学AO入試では、小論文（100点）と面接（100点）による第1次選考を行い、第2次選考では学部長ら3名による面接を行っている。すでに看護師として就業していることから看護専門科目を免除し、実務についていることで英語の学習から遠ざかっていると思われるため英語を免除し、大学で学ぶことへの意欲・目的意識と人間性を面接によって評価している。

以上のように多様な選抜方法を設定することにより、さまざまな背景や能力をもつ学生を受け入れることにつながっており、各選抜方法の位置づけは適切であると考えられる。

### 評価項目2（基準協会A群）：入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

本学部は「現代社会において求められる看護について、教育・研究し、社会活動を行うことを通して地域に貢献してゆく」ことを目的とし、その目的を果たせる人材を養成するために教育目標（人材養成目標）として「科学的な思考力と実践的なスキルを備え、かつ人間性豊かな看護職の養成」を掲げている。適切な看護を実践していくためには、その素地として看護に関する知識や技術を有するだけでなく、それらを良好な人間関係の中で実践していく能力が必要であることから、すべての入学者選抜方法において面接を実施し、入学志願者の看護に対する関心や人柄、コミュニケーション能力などを評価している。また、学生募集要項に本学部のアドミッションポリシーとして、学部理念、教育目標、本学部志願者に求める学生像を明記することにより、本学部の入学者受け入れ方針を入学志願者に明らかにしている

### 評価項目3（基準協会B群）：入学者選抜試験実施体制の適切性

#### 入試委員会の役割

入試委員会は、学部の入試全般に対応している。入学者選抜試験の実施方法や実施体制については、入試委員会が原案を作成し、学部教授会における審議を経て決定している。大学入試センター試験における教科・科目の変更や配点の変更など入学者選抜に関わる事案についても、入試委員会において討議されて原案が作られ、学部教授会において審議がなされ決定される手続きが厳守されており、適切な運営がなされている。

#### 問題作成について

入試問題の作成については、平成12年に入試委員会で決定した「宮城大学看護学部入学試験問題作成に関する内規」に従って実施している。

問題作成にあたる教員は入試委員長が選任し、学長から書面をもって委嘱するという体制となっている。

小論文問題については、編入学試験、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験、それぞれについて異なる教員が問題作成にあたっている。問題の適否や採点基準等については、この4名が入試問題作成委員会を構成し、相互に点検し合う体制となっている。問題作成教員名は機

密事項となっている。

編入学試験の英語問題については、英語担当の2名の教員が相互に分担して作題し、相互に点検し合う体制となっている。

編入学試験の看護専門問題については、入試委員長が看護専門教員の1人を問題作成リーダーに指名し、そのリーダーが看護専門教員3名を選んで問題の作成を行い、相互に問題を点検し合う体制となっている。問題作成にあたる教員名は機密事項となっている。

いずれの問題についても、問題作成委員から提出された問題について入試委員長が最終確認を行った上で、学内において印刷を行っている。印刷に際しても、機密が保持されるよう入試委員長と入試担当事務局員の2名によって行い、試験当日まで保管庫に保管している。問題の機密を守るために、問題作成者はできるだけ少数に限定し、作題ミスを防ぐために相互にチェックする体制としており、問題作成および管理は適切に行われている。

#### 入試体制

問題の採点、面接は、教授・助教授・講師の専任教員によって行われている。試験監督については、責任監督者は教授・助教授・講師の専任教員があたり、助手にも監督業務を依頼している。誘導員や連絡員は原則として助手が行うが、人員が不足している場合には事務局員が行うこととしている。推薦入試や一般選抜が行われる時期は、学外で看護実習が行われているため、入試業務に当たる助手の人数を確保することには毎年苦労している。

小論文の採点は、出題者の他3名の教員(他の小論文出題者は含まれない)によって行われる。採点の前に、出題者が採点基準について説明を行っている。編入学試験の英語問題は、マークシートによる解答となっており、マーク・リーダーによって採点している。看護専門問題は出題者が採点を行っている。

面接は個別形式で行われており、入学志願者1名に対して2名の教員が面接にあたっている。面接は、コミュニケーション能力や看護学を学ぶ意欲などの5項目それぞれについてA・B・Cの3段階で採点している。AもしくはCの評価については、その理由を記述することで、採点の透明性・公正性が確保されるよう配慮している。

編入学試験、推薦入試、前期日程試験、後期日程試験については、教授・助教授・講師の専任教員はほぼ全員が業務にあたることになっている。社会人対象のAO入試については、第1次・第2次選考は入試委員によって行われている。

一部ではあるが、面接評価の厳しい教員とそうでない教員で評価差が見られる問題もあり今後の検討が必要ではあるが、入学者選抜試験の実施体制はおおむね適切なものであると判断する。

#### 評価項目4(基準協会B群): 入学者選抜基準の透明性

一般選抜前期については、合格者の得点(最高点、最低点、平均点)を学外向けホームページ上に公開し、受験生が合否判断できるようにしている。一般選抜後期については、募集人員が10名と少ないことから、個人情報保護の観点から合格者の得点は公開していない。受験生個人の得点については、情報公開法に基づいて、本人の申し出により公開している。



評価項目5（基準協会A群）：学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性

過去3年間の入学者選抜結果を図表2-18にまとめた。実施年度により若干の増減はあるものの入学志願者数については、受験生人口の減少傾向にもかかわらず、比較的安定しているといえる。平成17年度実施の一般選抜では大学入試センター試験の教科・科目、配点に変更があり、特に前期日程試験では科目の増加となっていたが、入学志願者数には大きな影響はなかったといえる。

入学者数が定員を大幅に上回ることは、学外施設で実習を行う際に大きな問題となるが、結果的に入学者数は102名から104名となっており、入学定員100名との関係は適切なものであるといえる。ただし、一般選抜試験前期日程と編入学（一般）では、合格者の中で入学辞退者が比較的多いために、辞退者数をどの程度に見積もるかについて常に困難な判断を行っている。

図表2-18 過去3年間の入学者選抜結果

実施年度	選抜区分	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数	実質倍率	入学者数
平成 15年度	推薦（県内枠）	27	48	48	28	1.7	28
	推薦（全国枠）	10	41	41	10	4.1	10
	帰国子女	若干名	0	0	0	-	0
	社会人（A0）	若干名	36	36	2	18.0	2
	一般選抜（前期）	43	118	113	50	2.3	44
	一般選抜（後期）	10	172	75	10	7.5	10
	編入学（一般）	10	38	35	15	2.3	9
	編入学（A0）	若干名	7	6	1	6.0	1
	合計	100	460	354	116	3.1	104
平成 16年度	推薦（県内枠）	27	46	46	27	1.7	27
	推薦（全国枠）	10	51	51	11	4.6	11
	帰国子女	若干名	0	0	0	-	0
	社会人（A0）	若干名	22	22	2	11.0	2
	一般選抜（前期）	43	179	166	47	3.5	43
	一般選抜（後期）	10	103	57	10	5.7	9
	編入学（一般）	10	45	44	15	2.9	9
	編入学（A0）	若干名	12	12	1	12.0	1
	合計	100	458	398	113	3.5	102
平成 17年度	推薦（県内枠）	27	49	49	28	1.8	28
	推薦（全国枠）	10	30	30	10	3.0	10
	帰国子女	若干名	0	0	0	-	0
	社会人（A0）	若干名	33	33	2	16.5	2
	一般選抜（前期）	43	132	127	47	2.7	44
	一般選抜（後期）	10	130	59	10	5.9	10
	編入学（一般）	10	31	23	11	2.1	8
	編入学（A0）	若干名	16	14	2	7.0	2
	合計	100	421	355	110	3.0	104

### 評価項目 5 (基準協会 A 群): 退学者の状況と退学理由の把握状況

過去 3 年間の退学者数は、平成 15 年度が 1 名、平成 16 年度が 4 名、平成 17 年度が 6 名と増加傾向が見られる。退学希望者については、看護学部学生委員長が面接を行い退学理由等の確認を行った上で、学生委員会における審議の後、教授会における審議を経て退学が認められることになる。進路変更が主な退学理由となっている。退学者の増加傾向が見られるものの、退学理由の把握については適切に行われている。

#### 目標達成度：A

入学者選抜試験において適切な人数の入学志願者を集めることができている。入学志願者の学力の把握についてもセンター試験の科目・配点の変更によって修正されている。

入学者選抜試験において専任教員の全員参加体制が維持されている。選抜試験も、大きなミスもなく適切に実施されている。

入学者数・学生定員についても、適切な比率が維持されている。

### (3) 残された課題

目標達成度は「A」であり、学生の受け入れは大過なく行われているが、受験生人口の減少を踏まえ、不断の改善努力を欠くことはできない。今後検討すべき課題を以下にあげる。

#### 入学者選抜方法

平成 17 年度実施入試から大学入試センター試験の教科・科目および配点の変更を行った。今回の変更によって適切な資質を持った入学者が選抜されているかについては今後検討していく必要がある。また、外国語(英語)においては平成 17 年度実施試験よりリスニングが導入されたが、本学部での配点は 100 点のまま据え置かれている。外国語の配点を高くするかどうかについて今後検討する必要がある。ただし、選択する教科・科目や配点の変更は、入学志願者への影響が大きいことから慎重に判断する必要がある。

特別選抜(編入学)については、看護系短期大学の廃止や再編成による 4 年制看護大学・看護学部の増加に従い、編入学のニーズは今後減少していくものと予測される。本学部においても、近年、専修学校卒業見込み者が編入学志願者の大半を占めるようになってきた。編入学入試の廃止ないしは定員数の減少を検討する必要がある。

また、3 年以上の看護職就業経験をもった者を対象として編入学 AO 入試を行っているが、若干名の定員となっており、3 年以上の看護職就業経験を有していても定員 10 名の一般編入学試験を受験する者もいる。また 3 年以上の看護職就業経験者の場合、研究科における個別の入学資格審査により大学院修士課程の受験資格が認められることもある。このように編入学 AO 入試は、実施の目的が不明確なところがあるため、これについても上述の編入学試験の検討の中で扱う必要がある。

#### 入学者選抜試験体制

本学部では、すべての入学志願者に対して面接を行っている。一般選抜入試、編入学試験、推薦入試では、入学志願者 1 名に対して教員 2 名が面接に当たっている。評価の公平性・透明性を高めるために、5 項目について 3 段階の評定を行っているが、教員ごとの基準に差異があるのは否めない。しかしながら、専任教員数を考えると各入学志願者に対して 3 名以上の教員での面接を行うことは実際上不可能である。教員 2 名での面接における評価の公平性・透明

性を高め、評価基準の差異を減小させる努力が今後も必要である。

#### 入学志願者・合格者・入学者数

これまでのところ比較的適切な数の入学志願者を得ており、定員とほぼ同数の入学者を得ることができている。しかし今後も続く入学志願者の減少傾向を踏まえて、より多くの入学志願者を得ていく努力を続ける必要がある。

#### 退学者

退学者数は増加傾向にあるものの、平成17年度より基礎ゼミや理科科目のリメディアル教育を1年次学生対象に始めたところでもある。大学生活への不適応による退学者数を減らしていく努力を今後も続ける必要がある。

### (4) 残された課題の達成の見込み

#### 入学者選抜方法

大学入試センター試験の教科・科目の変更および配点の変更については、入学志願者への影響が大きいことから、改善とはいえ頻繁に行うことは望ましいとはいえない。今後3カ年ほどの入試結果を踏まえて、平成20年度から本格的な検討を行うことが望ましいと考える。

編入学入試の廃止ないしは定員の減少、ならびに編入学AO入試のありかたについては、平成19年度中に検討を行い、結論を出していく。

#### 入学者選抜試験体制

面接評価の公平性・透明性については、教員間の評価基準の差異を小さくし、面接評価の公平性を高めていく努力が今後も必要である。過去の面接における各教員の評価点の平均を計算し、全教員の平均値と併せたデータを各教員に知らせることを考えている。平成19年度実施の入試に間に合わせるよう準備をしている状況である。

#### 退学者

退学者数の推移を見ながら、退学理由の把握に努め、対応策を検討していく。

## 5. 教員組織

### (1) 教員組織に関する目標

目標：学部目的・教育目標達成に向けて、看護専門科目担当教員を中心に定数を充足し、さらに人事基準・手続きの見直しを行うことにより、教員組織の充実を図る。

目標の説明：看護学部は、定数58名中講師以上が36名と定められている。講師以上の教員の構成は、看護専門科目と看護専門科目以外の教員数がほぼ同数であり、他の看護系大学に比して、語学や教養科目、教職科目および専門基礎科目を担当する専任教員数が充実していることが当学部の特徴であり、豊かな教養と語学力を身につけ、看護の基盤となる科学的思考を養う上で多大な貢献があったと考えられる。しかし、社会情勢の変化とともに看護に対するニーズも変化してきており、看護系大学が急増する中で、社会に対する4年制大学による教育の質保証や、魅力ある看護学部のあり方が求められてきている等の背景から、看護専門科目担当教員を増員することを通して定数を充足すること、また公正な人事基準や手続きを確立することにより、適正な人事を実施するとともに教員組織の充実を図ることが必要となった。

## (2) 自己点検評価

### 評価項目1(基準協会A群): 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

宮城大学看護学部は看護学科の1学科のみで構成されている。平成18年4月現在の教員組織について、図表2-19に示した。看護学部は学科目制をとっているが、その設置理念に基づいて、教員組織を大きく教養教育、教職、専門基礎、看護専門の4領域で構成している。ただし教養教育に関しては、平成18年度より全学的に共通教育として実施されることとなった。看護専門領域には、さらに基礎看護、看護マネジメント、成人看護、老年看護、母性看護、小児看護、精神看護、地域看護の8分野により構成されている。各領域、各分野は、看護師及び保健師養成を目的とした基礎教育とともに、選択により養護教諭養成を目的とした教育を実施すべく、それぞれの専門性に基づいて構成されている。前述の教育課程を支える専任教員数は、定数58名で、助手が22名、講師以上が36名と条例によって定められている。開学当初より、当学部では、教養教育科目、教職科目及び専門基礎科目など看護専門科目以外を担当する専任教員数が多いことが特徴であり、平成17年度に改正した教育目標にも掲げた「科学的思考」や「豊かな人間性」を養う上で大きく貢献してきたと考えられる。しかし平成18年5月現在までの間、教養教育科目や専門基礎科目の専任教員が異動したのちのポストについては、欠員のまま非常勤講師による対応を行ってきた経緯があった。現在の専任教員の構成は、語学(英語)担当2名を含む共通教育科目担当3名、教職科目担当2名、専門基礎科目担当8名、看護専門科目担当17名であり、講師以上の専任教員30名中看護専門科目担当教員の占める割合は56.7%に留まっており、充分とは言いがたい。また、5月現在公募中の2名(看護マネジメント講師以上、成人看護講師以上)の看護専門教員を除いても、講師以上については定数に対して4名の教員ポストが空白となっている。

以上より、現在助手を含めて51名の専任教員で学生約400名の教育指導に当たっており、学生数に対する教員数としては適切と考える。しかし他の看護系大学と同様に、資格取得を前提とする必修科目が多いことを考えると、現状のままでは看護専門教員数が充分とは言えず、学部の目的や教育目標達成に向けてさらに看護専門教員の補充・強化を進める必要があると考える。

図表2-19 教員組織(平成18年5月現在)

領域	分野	教授	助教授	講師	助手	計
共通教育		2	1			3
教職		2	(特任1)			2
専門基礎		6	1	1	1	9
看護専門	基礎看護	2		1	3	6
	看護マネジメント		1			1(欠員1)
	成人看護	2			6	8(欠員1)
	老年看護	1		1	3	5
	母性看護	1	1		2	4
	小児看護	1	1		2	4
	精神看護	1		1	1	3(欠員1)
	地域看護	1		2	3	6
計		19	5	6	21	51

## 評価項目 2 (基準協会 A 群): 主要な授業科目への専任教員の配置状況

共通教育科目を除く専門教育科目 75 科目について、平成 18 年度現在の専任教員及び非常勤講師の担当状況を図表 2-20 に示した。看護学部の専門教育科目 75 科目中、専任教員が担当している科目は 63 科目 84% となっている。また必修科目 63 科目中、専任教員の担当科目数は 58 科目 92.1% となっていることから、全体としては、専任教員が中心となって主要な授業科目を担当しており、専任教員の配置は適切であるといえる。しかし非常勤講師が担当する科目 12 科目中、専門基礎科目が 10 科目と 83% 以上を占めている点に関しては、専門基礎科目担当教員の異動後に非常勤講師による科目対応を行ってきた経緯も影響していると考えられる。当学部の特徴ともいえる専門基礎科目担当教員数の多さから考えると、今後は、専門基礎科目の見直しや再編成等カリキュラムを含めての検討が必要と考える。

## 評価項目 3 (基準協会 A 群): 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

専門教育科目 75 科目における非常勤講師の担当割合についてみると、平成 18 年度現在、専門基礎科目では 30 科目中 10 科目を 13 名の非常勤講師が担当しており、専門科目については 45 科目中 2 科目を 2 名の非常勤講師が担当している。専門教育科目担当の専任教員 30 名に対して、非常勤講師は 15 名と 2 対 1 の比率であるが、専門基礎科目に限ってみると専任教員 9 名に対して非常勤講師が 13 名と非常勤講師の占める割合が高くなっている。しかし、専門基礎科目では 1 科目を複数の非常勤講師が担当している科目もあることから非常勤講師数が多くなっており、必修科目に限ってみれば 20 科目中非常勤講師担当は 5 科目 25% であることから、概ね適切と考える。(図表 2-20)

図表 2-20 専門教育科目担当教員の構成 (平成 18 年 4 月現在)

領域 (科目)	専任教員担当科目数	非常勤講師担当科目数	計
専門基礎科目	20* (内必修科目 16)	10 (内必修科目 5)	30
専門科目	43 (内必修科目 42)	2 (内必修科目 0)	45
計	63 (内必修科目 58)	12 (内必修科目 5)	75

\* : 専任教員とともに非常勤講師が担当している演習 1 科目については、専任教員担当科目とした。

## 評価項目 4 (基準協会 A 群): 教員組織の年齢構成の適切性

平成 18 年 5 月現在の専任教員の年齢構成は図表 2-21 のとおりである。教授は 40 代から 60 代、助教授は 30 代から 50 代、講師は 30 代から 40 代、助手は 20 代から 40 代であり、教員の年齢構成はバランスがとれていると考える。開学以来、65 歳の定年規程を遵守していることから、専任教員の年齢構成についてはこれまでも大きな変化はなく、適切であると考えられる。

図表 2-21 専任教員の年齢構成 (平成 18 年 5 月現在)

年齢階級		61~65	56~60	51~55	46~50	41~45	36~40	31~35	26~30	計
職位	教授	5	3	4	6	1				19
	助教授			2	1		2			5

年齢階級		61～65	56～60	51～55	46～50	41～45	36～40	31～35	26～30	計
職 位	講師				2		3	1		6
	助手				1	2	3	7	8	21
計		5	3	6	10	3	8	8	8	51

#### 評価項目 5 (基準協会 B 群): 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

看護学部では、教員組織を共通教育、教職、専門基礎、看護専門の 4 領域で構成している。共通教育は、平成 17 年度以降基本的には全学的な運営となっているが、看護学部内では、学部の目的や教育目標の達成に向けて、各領域内での連携・協力を目指した調整会議を設けている。具体的には、教職科目と専門基礎科目担当教員による専門基礎科目担当教員会議や看護専門科目担当教員（講師以上）による専門科目担当者会議等の実施が挙げられる。中でも、看護専門科目担当者による会議は、平成 16 年度より原則として毎月 1 回開催し、おもに看護教育に関する情報交換や意思統一を図るとともに、科目間の具体的な連携・調整を行っている。

その他、平成 15 年度から毎年実施している F D を通して、領域や職位を超えて全教員で学部の教育について話し合う機会を設けている。看護学部の F D は、おもに学部の目的や教育目標達成を目指した教育課程や教育方法のあり方などについて、情報交換や意思統一を図る機会となり、3 年の経過を経て一定の成果を挙げてきており、教育に関する教員間の連絡調整状況はほぼ妥当であると考えられる。しかし、カリキュラムの検討等のように、学部全体で取り組むべき課題の解決に向けては、現段階では共通教育、教職、専門基礎、看護専門の 4 領域間の連携・調整に関する体制が確立していないことが課題といえる。

#### 評価項目 6 (基準協会 C 群): 教員組織における女性教員の占める割合

専任教員の性別については、51 名中男性 12 名に対して女性 39 名と 4 分の 3 以上を女性教員が占めており、これは看護系大学の学部や学科に共通の特徴と考えられる。看護学部の学生の男女比は、ほぼ 1 対 9 と男子学生が全体の約 1 割であることから考えても、教員の性別バランスは適切と考えられる。しかし、一方で現在は看護専門の教員については、39 名中男性は助手の 1 名のみとなっており、男子学生にとってロールモデルの存在が薄い点で充分とはいえない。

#### 評価項目 7 (基準協会 A 群): 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

助手の定数は 22 名であり、内 1 名は専門基礎領域に配置されている。専門基礎領域の助手は、おもに専門基礎科目の中でも、看護情報学関連の科目の講義・演習補助業務を中心的に担っている。その他、専門基礎科目において、特に演習補助業務を行う人員として臨時職員を 1 名配置しているが、約 100 名の学生を対象とする演習においては、充分とはいえない。しかし他の看護系大学において、看護専門領域以外に助手等を配置している大学はまれである。

看護専門領域の助手 21 名については、臨地実習において原則として学生 5 名のグループに対して 1 名が指導につけるよう、各助手の専門性に依りて 7 分野に配置されており、特に当学

部のように、付属の実習施設をもたない教育環境において、看護教育の根幹をなす実習教育を実施していく上では適正な人数が確保されていると言える。ただし、平成14年度からのカリキュラム改正に伴い、臨地実習の単位数に応じて各分野の助手配置人数が変更となり、精神看護、母性看護、小児看護の3分野が2名、基礎看護、地域看護、老年看護の3分野が3名、成人看護が6名となって、分野ごとの助手の人数に差が生じた。また開学当初から、臨地実習を実施しない分野（看護マネジメント）には助手が配置されていない。しかし、平成14年度のカリキュラム改正において4年次に総合実習が組み込まれ、講師以上の看護専門科目担当者全員が2単位の総合実習を担当することとなった。そこで総合実習では、講師以上の看護専門科目担当者ごとに1名の助手が補助につき、原則として5名の学生を担当することとし、助手が配置されていない看護分野には、他分野の助手が教育補助について、実習期間以外の講義や演習の準備・実施・補助業務ならびに実習準備等も併せて実施することとなった。

助手の産前産後休暇や育児休暇取得、その他事故や病気等による予定外の助手の休暇取得に伴う実習、演習等への対応については、一時的な場合に限って、当該看護分野の責任教授からの要請を受けて学部長が調整を図り、他分野の助手が実習補助や演習補助にあたるよう一定の方針を立てて運用している。実習期間中、長期にわたって助手が不在となる場合には、臨時職員の採用による対応となるが、採用条件は事務職員と同等であり、臨地実習の指導という責任の重い仕事を担うには不十分であるため、なかなか人材を得られない現状がある。以上より、助手の人員配置はほぼ適切といえるが、臨時職員の採用が困難な点では、人的補助体制が十分とはいえない。

#### **評価項目8（基準協会A群）：教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性**

看護系の助手は、看護教育の中でも重要な意味をもつ実習教育を中心的に担当していることから、基本的には、各専門分野内での打ち合わせや話し合い等を密に実施することを通して、教員との連携・協力関係を維持している。専門基礎科目担当の助手についても同様である。また常勤の助手は「助手会」を組織して年3回の定例会議及び必要に応じて臨時会議を開催し、看護学部全体の教育に協力している。特に看護学部では、平成15年10月より講師以上が教授会の構成員となったことに伴い、全教員が一同に介する定例会議がなくなったため、教授会での審議・報告内容については、資料とともに各領域や各分野の責任者が助手に伝える方法をとっており、加えて必要に応じて助手会の代表が学部長と情報交換・意見交換を行っている。しかし、現行の方法では助手が得ることのできる情報量や、助手の意見を教育に反映していくことに限界があると考えられる。

また、実習教育を担当している看護系助手と看護系以外の教員との情報交換の機会は、FDを除いてはなく、特に専門基礎教育による学習内容が実習教育にどのように反映されているかの確認等について、専門領域を超えた連携・協力の機会が必要といえる。

#### **評価項目9（基準協会A群）：教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きの内容とその運用の適切性および評価項目10（基準協会B群）：教員選考基準と手続きの明確化**

教員の募集や昇格に関しては、「宮城大学教員の選考等に関する規程」及び「看護学部教員の選考に関する内規」に基づいて選考が行われる。特に看護学部教員の選考については、外部からの新規採用と内部昇格人事を一本化しており、さらに「看護学部教員の選考に関する申合

せ」を定め、研究業績、教育実績ならびに社会における活動実績について、一定の選考基準を定めている。これら教員の採用基準・昇格基準については、看護教育の特徴や看護系大学における人材確保の困難さを考慮に入れ、また平成15年3月に出された『宮城大学外部評価報告書』において、若手教員の採用人事に関して、各専門分野の教授の意向が十分に反映された選考方法をとる必要があるとの指摘を受けて平成16年度に選考委員会の構成や選考基準などを重点的に見直し、関連する内規等の改正を行った。(図表2-22、図表2-23)

昇任人事の手続き方法についても平成15年度に見直しを行い、助手による講師以上の欠員ポストへの応募や、各専門領域内での昇任に関して、年1回12月に「『昇任人事の手続きについて』のお知らせ」を全教員に向けて案内し、機会の公正化を図っている。なお、本手続きにおいては、あくまでも本人の意志による応募を原則としており、応募の段階で学部内の承認や推薦を得る必要はない。上記手続き及び基準に従って、平成16年度には助手1名が講師へ、講師2名が助教授へ、また助教授4名が教授に昇格し、平成17年度には、助手1名が講師に昇格した。

図表2-22 看護学部教員の選考に関する内規 (平成16年5月19日施行)

(趣旨)

第1条 この内規は、宮城大学教員の選考等に関する規程(平成11年12月22日施行。以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、看護学部の教員の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(候補者の選定)

第2条 規程第3条に基づき、選考を行う場合は、学部長は推薦その他適切な方法により、規程第4条から第8条に定める資格要件に基づき、候補者を選定するものとする。

(選考委員会)

第3条 規程第10条第2項第2号に規定する委員会委員の互選に当たっては、選考対象となる教員の専門分野等を考慮し、専門分野と関連分野の教授3名とする。

- 2 選考委員会は、面接その他適切な方法により候補者を選定するものとする。
- 3 選考委員会が必要と認めた場合には、本学の専門分野および関連分野の教員に意見を求めることが出来る。



図表 2 - 23 看護学部教員の選考に関する申合せ

この申合せは、宮城大学教員の選考等に関する規程及び看護学部教員の選考等に関する内規に基づき、選考委員会が教員の選考を行う場合の主な基準について必要な事項を定めるものとする。

第1 研究業績

1 選考の対象となる職階毎に、原則として次の学術論文の数を有するものとする。

(1) 講師 5本以上

(2) 助教授 10本以上

(3) 教授 15本以上

2 前項の学術論文は、本学における担当科目と密接な関連のあるもので、公刊された著書、学術雑誌等の論文を原則とし、数の算定に当たっては、論文の質を勘案するものとする。

3 第1項に規定するもののほか、翻訳、解説、学位論文、学会発表、報告等及び科学研究費等の研究補助金の取得状況を参考にすることができる。

第2 教育実績

1 選考の対象となる職階若しくはその下位職階において、本学における担当科目と関連する科目を大学の専任教員として担当した教育経験が、原則として3年以上の者とする。

2 前項の教育経験には、非常勤職員としての職務内容及び年数を加味することができる。

第3 社会における活動実績

次に掲げる社会貢献や地域貢献につながる活動を原則として評価する。

(1) 専門分野に関連する学会や団体等での活動実績

(2) 専門職や一般市民等を対象とする講演会、研修会、セミナー等における講師歴等

附 則

この申合せは看護学部教員の選考に関する申合せ(平成12年3月8日教授会決定)を改正するものであり、平成16年11月17日から施行する。

昇任人事も含め、応募があった際には、すべて「宮城大学教員の選考等に関する規程」及び「看護学部教員の選考に関する内規」ならびに「看護学部教員の選考に関する申合せ」に従って、まず選考委員会による書類選考(個人調書及び教育研究業績書)を行う。次に一定の基準を満たしていると判断された応募者に対しては面接を実施して、人柄等書類のみでは把握できない情報を得た上で、選考委員会としての結果を出している。選考委員会の選考結果については、直近の教授会にて、選考基準に沿って応募者の略歴や業績の概略等をまとめた報告資料に基づいて口頭で説明を行い、教授会終了後に報告資料は回収している。教授会では選考委員会による報告資料や説明を参考に無記名投票によって選考を行い、その結果を速やかに学長に報告している。

以上のように一連の教員選考の基準及び手続きは明確であり、また運用もすべて所定の手続きを経て実施されており、適切と考える。ただし、現行の方法では、教授会における選考は、選考委員会から報告を受けてその場で実施されるため、応募者の学歴、職歴、研究教育業績等の提出書類については、選考委員以外の教員が直接確認する機会がなく、選考を行う上での情報が充分とは言いがたい。

評価項目 1 1 (基準協会 B 群): 教員選考手続きにおける公募制の導入状況とその運用の適切性

教員の採用は全て公募によって行われており、宮城大学HP及び独立行政法人科学技術振

興機構（JST）の研究者人材データベースに掲載している。その他機会は少ないが、学部教員から候補者の推薦があった場合も、一般の応募者と同様の手続きを経て選考を行っている。また、公募枠に対する学部内教員の応募も可能であり、昇任に相当する場合には前述した年1回の昇任人事に加えての機会となる。この場合も本人の意志による応募が原則であり、応募段階において学部内の承認や推薦を得る必要はない。教員選考手続きにおいては、学部内外共に公募制を導入し、すべて規程や内規に沿った選考を実施していることから運用は適切と考える。

#### **評価項目12（基準協会B群）：教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性**

教員の研究活動の評価に関しては、平成15年から平成17年の3年間、「宮城大学研究補助金」の学部教員への配分に際して、職位毎に、基礎額と研究業績数に応じて比率配分するプール額を設定することにより、一定の研究活動評価が行われていた。ただし、上記の方法は研究補助金の配分が目的であったため、教育活動の評価は含まれていない。その後、全学的に教員評価を行うことが決定し、平成16年度の教育・研究・社会活動・管理運営に関する実績を対象とした教員評価が平成17年に試行的に実施され、平成18年度から本格実施となっている。その他前述したように、教員選考基準においても、教育研究業績及び社会活動実績について学部として一定の基準を設けて活用していることから、教育研究活動に関する評価方法が設定され、ほぼ有効に運用されているといえる。

#### **評価項目13（基準協会B群）：教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性**

教員選考基準における教育研究能力・実績に関する評価基準については、「宮城大学教員の選考に関する規程」における全学的な資格基準に加えて、「看護学部教員の選考に関する申し合わせ」において、研究業績、教育実績、社会における活動実績の3点について看護学部独自の具体的な選考基準を設定している。しかし、特に看護専門領域の教員選考においては、専門分野ごとの歴史的背景等の違いによって人材の豊富さに差があり、同時期に複数分野の教員公募を掲示していても、応募状況に明らかな差が見られている。そのため研究業績や教育実績が本学部の選考基準を満たさない場合においても、分野によっては実践能力の高さや実践経験の豊かさが優先される場合もあることに充分配慮した上で慎重に選考を行うことが必要と考え、運用していることから適切であると考え。

#### **目標達成度：B**

現在公募中の看護専門領域の2分野（看護マネジメント及び成人看護）については、1年以上にわたって欠員が続いている。またこれを除いても、定数に対して4名の欠員があり、特に看護専門科目担当教員数が不足している。

学生数に対する専任教員数は十分確保されており、主要な科目は専任教員が主体となって担当しているといえる。しかし現在の教員組織の構成から見て、専門基礎科目については、非常勤講師の任用について検討の必要がある。

学部の目的・教育目標達成に向けて、FD活動や共通教育科目、教職科目、専門基礎科目、看護専門科目の各専門領域内における連絡調整はよく行われているが、専門領域間の連絡調整に関する組織的な体制づくりがなされていない。

教育研究支援職員としての助手の人数は十分に確保され、配置もほぼ適正になされている

が、看護の各専門分野を超えたより確実な協力体制づくりと、専門領域を超えた教員との連絡調整方法の確立が必要である。

教員の募集、昇格等に関する選考基準や手続きが明確であり、それらの運用についても規程に則って公正に実施されている。

以上より、学部の目的や教育目標の達成に向けては、教員組織の構成を検討するとともに、教員定数を充足して教員組織の強化を図り、併せて、当学部の教育を担うにふさわしい教員を確保するための選考基準や手続きを引き続き洗練していく必要があると考えられ、現段階での目標達成度は「半ば」と判断される。

### **(3) 残された課題**

特に看護専門科目の担当教員については、全国的に人材不足の状況があり、公募を続けていてもなかなか確保できない状況が続いている。開学から10年を経て、一学部一学科としてひとつの教育目的・目標の達成に向けて、教員間にそれぞれの専門や職位を越えた一体感が形成されつつあり、連携・協力が強化されてきているといえる。

現在公募中の分野を含め、当学部の目的でもある社会情勢や地域のニーズに対応した人材を育成する上で、充実すべき看護専門分野を定めた上で、看護専門科目担当教員を補充し、58名の定数を満たす必要がある。

当学部の目的・教育目標達成に向けて、より一層教員の組織力を高めるために、教養教職科目、専門基礎科目、看護専門科目相互に各々の専門性に対する理解を深め、組織的に検討できる体制を整える必要がある。

教員の選考基準及び選考手続きは明確であるが、教授会における選考に当たっては、応募者に関する情報をより吟味できる方法を検討する必要がある。

### **(4) 残された課題の達成の見込み**

については、現在公募中の既存の2分野以外に、がん看護及び在宅看護を担当できる専任教員を公募する方向で準備を進めている。平成19年度中に残る2名のポストについても、専門分野を定めて公募し、平成21年度の法人化を前に、平成20年度中に定数を充足する。またそのために、公募に関する広報手段を拡大する。

現在、これまでのFDにおける検討結果を踏まえてカリキュラムの改善を計画している。平成19年度の初期までに、将来構想委員会、教務委員長、ならびに教職科目、専門基礎科目、看護専門科目の各代表者による組織を編成し、当学部の教育目的・目標の達成に向けた検討を行う。

平成19年度4月より教育職として新たに助教が加わることから、平成18年度中に関連する学部内規や申し合わせ事項を整備する。さらに教授会における選考方法については、応募者の履歴や教育研究業績についてより具体的な情報を得た上で選考には入れるよう手続きを再度見直し、明文化する。

## **6. 研究活動と研究環境**

### **(1) 研究活動と研究環境に関する目標**

目標：外部研究費の獲得、研究会の実施および研究時間の確保、紀要の充実に努めることに

より、研究環境を整備する。

目標の説明：教員の研究活動を推進していくことは、本学の使命である地域貢献につながるとともに活発な教育活動につながっていく。教員の研究活動を推進していくためには、研究費を取得し、研究時間の確保に努めることが必要となる。さらには研究の成果を学会発表や学術誌への投稿等を通して公表していくことも重要である。具体的には、科学研究費補助金をはじめ、外部研究資金への応募など競争的研究資金獲得を試みるように勤め、また学内においても、紀要の充実を図ることにより研究活動を推進していくことが必要と考えた。

本学部には、専門分野における学会長や理事の職責を担う教員やシンポジウム等において活躍している教員もあり、国内外での研究発表に努めている教員も多い。特に看護系の教員は実習施設を持たないことが一因とも考えられる実習関連の仕事に多くの時間を割いている状況下にあいながらも研究時間の確保に努力している。そこで研究環境の整備を進めることにより教員の研究活動を支援したいと考え、上記目標が設定された。

## (2) 自己点検評価

### 評価項目1 (基準協会A群): 論文等研究成果の発表状況

研究論文等の成果発表については(大学基礎データ表24)、教員による個人差はあるものの全国誌への投稿数など、質的な面では充分とは言い難い。教員による研究成果を公表する手段として紀要を年1回発刊しており、掲載論文数について15~20編(教員数の3~4割)以上を目標として量的な面の充実を図るとともに、査読の導入を実施して質的な面の確保についても取り組んでいる。紀要への掲載論文については、図表2-24に示した。年度により差が見られるが、原著の本数が減少傾向にある。

図表 2-24 看護学部紀要における掲載論文数

発行年	論文の種類				合計
	原著	総説	報告	資料	
平成13年度	14	2	0	2	18
平成14年度	7	0	5	0	12
平成15年度	9	0	1	0	10
平成16年度	9	0	7	1	17
平成17年度	4	0	5	2	11

### 評価項目2 (基準協会A群): 個人研究費、研究旅費の額の適切性

専任教員は、学術研究に要する経費を研究補助金として交付されている。研究補助金の配分について、以前は職位ごとによる均等配分となっていたが、平成16年度、17年度分については各教員の研究業績を評価対象とする配分方法がとられ、学部別に研究補助金配分方法を決定した。平成18年度研究補助金からは、全学的な体制下で二段階審査により配分が決定されるようになっている。近年の県財政事情の逼迫により、研究補助金による個人研究費は開学当初と比較すると7割を切るまでに減少しており、充分とは言いがたい。研究費の不足については、科学研究費補助金や外部の研究費獲得に向けて、各教員が努力しているところである。

研究補助金による研究旅費に関しては、平成16年度より外国語担当教員以外は国内旅費について30万円の上限が設定されたが、特別の場合を除いては変更申請が提出されることはないことから、適切であると考えます。

### 評価項目3 (基準協会A群): 教員個室等の教員研究室の整備状況

看護学部では36個室が設置されており、講師以上の専任教員は個室を、助手は2~3人で一部屋を共有している。机は個人ごとに支給されており、冷暖房は教員の活動時間に合わせて一定時間の使用が許可されている。研究室の構造に関しては、音が筒抜けであることや、建物の形状上、一部の研究室を除いては外部を見渡せる窓がない設計となっている点について、一部仕事の能率上や健康上の問題も聞かれるが、一定程度の水準は確保されていると考える。また、教員全員に最新のパーソナルコンピューターが供給されており、研究室から学内や学外インターネットに接続できる環境も整備されている。

### 評価項目4 (基準協会A群): 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

当看護学部は付属の実習施設をもたないため、多数の実習施設との契約を結んで実習教育を行っている。また実習施設が遠方に位置する場合も多く、特に看護系の教員は、いずれの分野においても複数の実習施設との連絡調整や準備および実習指導等、実習関連の業務に多くの時間を費やしている状況にある。また講師以上の専任教員は、一人当たり2から3の学部委員会と1から2の全学委員会の活動に携わっている。今後に向けては、各委員会における会議時間の短縮や委員会の整理統合および連携強化、所掌業務の見直しなど、学部のみならず全学的な改革整理も必要と考える。

### 評価項目5 (基準協会A群): 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

研究活動に必要な教員の研修機会については、現在、学部内において特に設けられてはいない。日本看護系大学協議会や文部科学省、その他他大学等が開催する研究活動に関連した講演会やワークショップ等の案内があった場合は、その内容によって全学の教員あるいは、学部全教員もしくは看護系教員等に対して掲示やメール等で周知するようにしているが、研修参加に際して学部としての特段の支援はなく、原則として各教員が個人研究費を使用し、時間調整を行って参加している状況にある。その他、各教員の専門分野の学会等においても研究活動に必要な研修機会は得られると考えられ、実習期間を除いては、個人研究費を活用した学会参加は積極的に行われているといえる。

今後に向けては、学内における科学研究費補助金申請のための説明会や研究能力向上に向けての研修会の開催等も必要と考える。また平成17年度は海外の大学と大学間提携が進んだこともあり、今後は教員の研修機会を国内に限らず勧めていくことも重要である。

### 評価項目7 (基準協会C群): 科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

科学研究費補助金申請件数についてみると、平成13年度および14年度各5件、平成15年度13件、平成16年度9件、平成17年度には20件と増えており、努力の跡が窺えるが、採択率についてはむしろ下降傾向にあるともいえる。評価項目5でも述べたように、今後は科

学研究費補助金申請のための説明会等の開催を検討することも必要と思われる。

#### **評価項目 8 (基準協会 C 群): 医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性**

本学部では、学部委員会の一つとして、看護系教員と看護系以外の教員により構成された倫理委員会を設置している。倫理委員会は、「人を直接の対象とする教育・研究において、人間の権利を侵害する恐れがある場合、倫理的配慮のもとに行われるように勧告すること」を目的とし、運営内規に従って活動を実施している。教員や研究科生は、人を対象とする研究の実施に先立って、所定の審議申請書と研究計画書および関連資料を倫理委員会に提出し、倫理委員会からの審議結果を待って研究を開始することとなっている。倫理委員会は、提出された研究計画内容によって書類による審議やヒアリングを行い、また必要に応じて研究計画の変更・修正を求めて再審議を行うなど、適切に運営されている。

#### **目標達成度：B**

紀要の充実、研究費の配分については努力が認められるが、研究時間の確保に関しては、教育のみならず学部委員会および全学委員会活動等に多くの時間が費やされている現状がある。このため、外部研究費の取得ならびに研究成果の発表等についての成果は充分とはいえず、改善の必要がある。まずは研究時間を確保するために全学および学部の基本的な体制整備から取り組み、カリキュラムの検討と合わせて進めていくことが必要である。

#### **(3) 残された課題**

大学運営および学部運営に関する役割に関しては、年々教員の負担が重くなりつつあり、研究時間確保への影響が懸念される。

特に看護系教員については、併設された実習施設をもたないことが一因ともいえる実習教育関連の準備・実施・調整等々にかかる時間が多く、研究時間の確保が困難な状況にある。

限られた研究時間を有効に活用するために教員の研究能力向上に向けての支援や、科学研究費補助金等、外部資金獲得のための支援を行うなど、研究活動を活性化する工夫が必要である。

#### **(4) 残された課題の達成への見込み**

大学運営や学部運営にかかる仕事については、全学委員会と学部委員会の連携体制の整備を図り、特に学部委員会の所掌業務の整理統合については、平成19年度の学部委員会組織編制に向けて検討を継続する。併せて学部委員会等における会議時間の短縮に向けては、各委員会が委員長を中心として早急に取り組む。

本学部における実習教育にかかる時間の軽減に関してはおのずと限界があると考えられるため、教員の研究能力養成につながる研修会や講習会等の開催、科学研究費補助金等外部資金獲得のための説明会の開催等について、平成19年度より取り組み、研究活動の活性化を図る。

## 7. 施設・設備等

### (1) 施設・設備等に関する目標

目標：講義室、実習室、演習室等の学内施設の有効利用を図り、計画的な整備を進める。また、効果的な臨地実習が行えるように、学外の実習施設の見直しや整備を行う。

目標の説明：平成14年度の本学部のカリキュラム改正や学部の共通教育の見直しにより、講義室や演習室等の利用は増えており、また付属の実習施設をもたない状況の中で、臨地での実習をより効果的に行う必要があるため、本目標が設定された。

### (2) 自己点検評価

評価項目1（基準協会A群）：大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

看護学部は大和キャンパスにある本部棟の3階を主な講義・演習の場としている。授業で使用する主な2階の施設は、大講義室（他学部と共用）、コンピュータ・ラボ2（看護学部専用のコンピュータ室）であり、主な3階の施設は、講義室4室、演習室11室に加えて、看護の演習を行うナースング・ラボ5室、様々な実験などを行うメディカル・ラボ3室、サイコロジカル・ラボ1室である。4階の施設として栄養学の授業で使用する調理実習室がある。大学基礎データ表37に示すように学部専用の講義室、演習室における在籍学生1人あたりの面積は講義室では1.28㎡、演習室では0.65㎡と少ない状況である。

教育用視聴覚機器として開学当初設置された3階の2つの講義室の天井吊り下げ型3管式プロジェクターは輝度や空間解像度の点で十分ではなく、平成14年度末に学部予算で液晶プロジェクターが設置されて以降、授業での利用頻度が高くなった。液晶プロジェクターが設置されていない講義室には、備品として用意してある卓上型の液晶プロジェクターを持ち込み、折りたたみスクリーンに投影することで授業用に供している。設備機器が旧型化しているものもあるが、授業で使用するコンピュータ・ラボやナースング・ラボ、メディカル・ラボ、調理実習室は施設・設備の整備上は適切な運用が行われていると思われる。演習室は看護実習の準備やまとめ、あるいは授業におけるグループワーク等により、よく使用されており、学生の自学自習にもよく利用されている。3年生が一斉に看護実習を行う後期には演習室の確保が困難になる場合もあるが、その場合、演習室の利用は基本的に授業での使用を最優先として対応している。講義室も授業を行っていない場合、自習によく利用されている。

実習室である各ナースング・ラボは一般に各看護専門分野の技術演習等に使用されることが多く、その面積や設備・備品の設置状況、また学生の学習効果の観点から、1回に半数の学生を対象とした演習が行われることが多い。学生が空き時間を利用して、管理責任者である教員の許可を得て、自主的に看護技術の練習を行えるシステムをとっている。ラボ内の備品や消耗品等は、学生数に見合う十分な量と質を保証するように、助手が中心となって定期的なインベントリーを行ってきたが、開学後10年が経過し、当初購入した備品類の中には、演習での反復使用による摩耗等により劣化や老朽化が進み、使用上問題が出てきたものもある。これらについては備品類の調査を行い、早期に更新等を行う必要性のあるものを把握している。

3階には学生ラウンジと呼ばれるスペースがある。ここには机と約50脚の椅子を設置しており、自習や歓談の場として活用されている。また学生ラウンジも含めて本

部棟内の多くの場所に学内LANに接続可能な無線アダプタを設置し、インターネットを利用した自習の効率を上げる工夫がなされている。

看護学部では付属の実習施設をもたないため、仙台市内を中心に県内各施設の協力を得て看護実習を行っている。平成14年度のカリキュラム改革により、成人看護実習の単位数が増えたことや4年次に総合実習が新たに設けられたことに伴って、新規に実習施設を確保した。実習施設は多岐にわたっているため、実習先で学生が使用する更衣室、カンファレンス室、休憩室などの設備については施設差があるのが現状であるが、実習教育において必要となるコピー機やシュレッダー等の備品については、必要に応じて各実習施設に設置するなどして実習環境の改善に努めている。学生が多様な施設での看護実習を体験でき、かつより効果的な実習が遂行できるように、実習場所についての見直しも行っている（図表2-25）。また各看護実習前後には、実習施設との打ち合わせや反省会等を実施し、実習環境の改善や実習設備の整備につなげている。

図表2-25 学外の看護実習場所数の推移

実習場所 \ 年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
病院、医療センター	9	10	9	12	13	12
保育所・保育園	37	38	38	38	38	38
看護協会訪問看護ステーション	4	5	12	9	9	9
介護老人保健施設	1	1	1	1	2	6
保健福祉事務所・保健福祉センター・保健福祉課	5	5	7	7	7	7
社会福祉法人	-	3	3	-	-	-
グループホーム	-	-	1	-	-	-
助産院等	2	1	1	1	1	2
スイミングスクール等	2	2	2	1	1	1
計	60	65	74	70	71	75

## 評価項目2（基準協会B群）：教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

看護学部の学生は事業構想学部と異なり、入学時にノートパソコンの購入は義務づけられていない。教材その他に費用がかかることがその理由の一つにあげられているが、結果的に大学が提供するコンピュータ環境に依存する可能性が高く、その重要性は事業構想学部に比べて相対的に高い。大和キャンパスにはコンピュータ室が3カ所あり、その一室（コンピュータ・ラボ2）を看護学部学生が専用で使用している。コンピュータ・ラボ2に設置されているハードウェアは図表2-26に示す通りである。これらに加えて、スキャナや光磁気ディスクドライブも用意され、事務局での手続きを経れば使用が可能となっている。

図表2-26 ハードウェア（コンピュータラボ2）

コンピュータ	51台（教員用1台を含む）
モノクロプリンタ	2台
カラープリンタ	1台



コンピュータ・ラボ2のソフトウェア環境を図表 2-27 に示す。一般的によく使われるオフィススイートに加えて、プレゼンテーションなどに用いる写真画像を加工するためのフォトタッチソフト、得られたデータに対して効率的に統計処理を行うための統計ソフトが導入されているのが特徴である。統計ソフトは年度当初に最新のものにバージョンアップされている。コンピュータ・ラボ2の開放時間は、平日では8時～22時、休日では9時～18時であり、講義などがなければ学生は自由に使うことができる。講義の関係でレポートや卒業研究の締め切り近くには利用者数は多くなる傾向がみられる。

これらのソフトに加えて、平成15年度から16年度にかけてビデオ・オン・デマンド（Video On Demand：VOD）教育システムの導入を行った。これは学内LANを利用して学生に見たいビデオを配信するシステムで、基礎医学や看護学を網羅している内容である。VOD教育システムは学生の自習や講義での副教材として活用を期待して導入されたが、導入後の利用状況を見ると、平成16年12月から平成18年12月までの2年間において合計ログイン回数608回、合計使用時間5212分で、ログイン1回あたりの平均利用時間は8.6分となり、利用頻度、利用時間とも高いとはいえない状況であった。

表 2-27 ソフトウェア（コンピュータラボ2）

オペレーティング・システム	Microsoft WindowsXP
オフィススイート	Microsoft OfficeXP
フォトタッチソフト	Adobe Photoshop Elements
統計ソフト	SPSS

### 評価項目3（基準協会A群）：施設・設備面における障害者への配慮の状況

学部のある本部棟内には車椅子対応のエレベーターが設置され、床はほとんど段差がなくバリアフリーである。車椅子使用者専用トイレや手すりのついたトイレ設備、手すりを設置した廊下や階段、廊下幅に障害者の利用に配慮した施設・設備となっている。演習室には特段の設定を行っていないが、3階の収容人員の多い（100人以上）講義室への出入りドアは引き戸式になっているところがあり、車椅子での入退室を容易にしている。

### 評価項目4（基準協会B群）：施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

大学全体の施設・設備については事務局が一括して維持・管理を行っている。ナースング・ラボやメディカル・ラボ、サイコロジカル・ラボは教員が研究する施設でもあるため、普段それらの維持・管理は担当領域の教員が実施している。

### 目標達成度：A

学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況については、備品類の中には旧型化や劣化、老朽化しているものがあり、更新の必要性が出てきたが、現時点では状況把握にとどまっており、更新はこれからの課題である。講義室や実習室の利用に現時点で特記すべき問題点はないと思われる。演習室の利用頻度は後期にとりわけ高く、授業や自学自習に有効に利用されているといえる。教育の用に供する情報処理機器等の配備状況は比較的良好であるが、

VOD教育システムの利用については改善の余地がある。学内施設の有効利用を図り、計画的に整備するという点からはほぼ目標達成に至っていると考えられる。

学外実習施設の見直しや環境整備は毎年行っており、実習環境は全体として改善されてきていると考えられるが、効果的な臨地実習を行うために今後も改善への努力が欠かせない。

### (3) 残された課題

ナーシング・ラボやメディカル・ラボの実習室に設置している劣化や老朽化した備品類の中には更新する必要があるものがある。

VOD教育システムについては利用促進の方策が必要となる。

実習施設については、母性看護領域に代表されるような特定の看護領域において、仙台市周辺での実習施設の確保が年々困難になってきている。

### (4) 残された課題の達成の見込み

更新する必要がある備品については、ここ2年以内に更新する必要があるものと、平成21年度以降更新する必要があるものに区分して把握している。2年以内に更新する必要がある備品の購入時の総額は900万円を超えており、学部共通教育費に盛り込むには高額になり、優先順位をつけて可能なものから更新していくことを検討している。次年度から県への備品類に関する予算要求を学部経費とは別枠で行うことも検討したい。平成21年度以降に更新する必要がある備品については、法人化の際に、中期計画に盛り込むことを検討したい。

VOD教育システムについては教員が授業等で積極的に紹介し、利用促進に向けて学生への広報を行うとともに、その後の利用状況も定期的に調査していく。

実習施設の確保については、平成19年度早期から平成20年度の実習に向けて県内の看護師等養成機関との情報交換を密接に行いながら調整を行う。さらに大学所有のスクールバス等を積極的に活用することにより、遠方の実習施設への移動に伴う学生の時間的、経済的負担を軽減する方策を強化する。

## 8. 図書館および図書・電子媒体等

### (1) 図書館および図書・電子媒体等に関する目標

目標：看護学の図書の数を増やすことはもちろん、進歩の早い看護学に対応した更新を、予算内で進めるため選書に努力し、また動画教材もVHSからDVDへの移行を図る等、媒体のデジタル化を進める。

目標の説明：本学は、歴史がなく書籍の蓄積がないので、蔵書を早急に十分そろえることは学生の教育に必須である。しかし予算に限られる上、看護学・医学書は高価でしかも看護学・医学の進歩が速いため常に更新が必要となり、購入方法を工夫しなければならなかった。さらに看護学では、臨床での操作法の体得をする部分が多く、その教育を効率的に行うため、従来の紙媒体の図より動画が学習の効果のために望ましい。ところが動画の媒体がVHSビデオテープからDVDのコンパクトディスクに移る過渡期にあたり設立時に購入したVHSテープの再生装置に加えDVDデッキを新規に購入する必要が生じた。またVHSテープよりDVDのほうが画像の鮮明さや、見たいところに飛べる便利さから、DVD媒体の教材への切り替えも必要となった。

## (2) 自己点検評価

### 評価項目1(基準協会A群): 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

看護学部としてのこれまでの努力として、図書の充実を図るために、毎年定期的に行われる図書の希望リストの提出に教員は良く協力し、予算の範囲を越えるものが毎年提出された。このリストから重複を除き、さらにコストを勘案して最も効率が良く、各分野に必要な文献が揃うよう各分野の優先順位を入れた購入リストを作成した。

こうして購入の効率を考えて重複を避けていたが、逆に、重複をして多くの学生に参照して欲しいとの希望もあった。そこで指定図書の制度を設けた。指定図書とは、重複して購入することができ、貸し出しもできるが最後の1冊は貸し出し禁止とすることで、多くの学生が利用できるようにした制度である。学生は、課題学習等において活用しているが、さらに冊数を増やしてほしいとの要望も出ている。

学術雑誌とくに外国雑誌は高価なため、教員の異動に対応して雑誌を交換する等の配慮をしてきた。そのために何度も教員に対して必要な雑誌についてのアンケート調査に協力してもらっている。雑誌は一旦購入を始めたなら継続することが望ましく、購読中止は避けるべきではあるが、予算の効率的な運用からやむを得なかった。医学系の雑誌については仙台市内には東北大学があることから、本学で揃えるより、東北大学医学部図書館に頼ることもやむを得ないとする。

情報媒体とくに動画の媒体として、VHSテープからDVDコンパクトディスクへの移行については、DVDで販売されているものは購入しているが、VHSテープの教材はまだ多くDVD化されていない物もあり、まだこれの購入は続いている。なお音楽教育および音楽療法の音声資料はCDによっている。また便覧・白書などの資料は、デジタル化が望ましいが、使用する学生の不慣れや機材の関係でデジタル化は始まったばかりであり、紙媒体が多い。検索の媒体については、設立以来、看護学部でのCD管理から図書館の管理、さらにはオンラインへと技術の進歩に従って変化していった。

以上より、図書その他教育上必要な資料の体系的整備と量的整備については、徐々に改善できていると言える。

### 評価項目2(基準協会A群): 図書館設備の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

情報系機材は進歩が速く、ここ数年間でも大きな変化が生じているため、看護学部においても機材をそれに対応させなければならなかった。DVDの動画教材は、VHSテープに比べ初期には高価で数も少なかったが、DVDに移行することは必至と考え、まだDVD化が進まない頃からDVDデッキの購入について看護学部から提案した。図書館はこの求めに応じて4台のDVDデッキを導入し、さらにパソコン2台がデジタル教材閲覧のために設置され、DVD視聴に利用可能な状態になっている。DVDの将来性を見越してDVDデッキの導入を実現した点は評価できると考えられる。また現在でもまだVHSテープの教材が多いことを配慮すればVHSデッキとDVDデッキとの共存を適切に行っていると言える。検索誌については、当初、看護学部でCDデッキが付いたサーバーを管理し機材も看護学部で購入していたが、LANの充実により図書館に設置され図書館の管理となり、さらにはWebによるものとなって特定のハードはなくなり、看護学部のサーバーの購入・管理は不要となった。さらに平成16年度よりVOD(Video on demand)システムをコンピュータラボの50台のコンピュータにソフトを入れて学生が視聴覚

教材を用いて自習できる体制をとっていることから、機器・備品の整備状況は適切と考える。

### 評価項目3 (基準協会A群): 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

この項目の中で、看護学部と密接にかかわる事項は、開館時間である。看護学部の学生は学外実習による遅い時間の帰校があり、その後のレポート作成となる。そのため開館時間や蔵書点検などによる閉館時間を、学生の実習スケジュールに合わせて調整してもらうなどを行ってきた。

また、教員や学生が利用に際して戸惑うのが、文献検索システムの利用法である。この分野でも進歩が速く、データベースの検索手段が、看護学部に置かれたCDから図書館での一括処理に、さらにWeb化され、これらの使用方法も変化したため利用者はその変化に追いつくのが難しい状況だった。この利用方法の学習は、業者や図書館の講習と説明書に頼らざるを得なかった。

これらの図書館ネットワークの整備とその普及は、図書館が行うもので、看護学部の立場でできる努力としては、その利用方法の知識を普及しこれらのインフラが有効に機能するように勤めることが必要であった。そこで、図書館にネットワークの利用講習を必要に応じて要請した。図書館ではこの要請によく応えてくれ、1人でも利用法について教示してくれた。それでも解りやすい解説書の必要性は常にあったが、変化する状況に看護学にあわせたマニュアルを看護学部内で書くことはできなかった。

図書館では毎月、利用者数や貸し出し状況を報告しているが、それによると看護学部の学生の利用者数、冊数とも他学科に比べて常に高く、本学の図書、情報資料が看護教育に極めて役立っていると考えられる。また看護学部では4年生を対象として卒業時に在学中の図書館の蔵書の内容や各種サービス等のアンケート調査を行って、その結果を図書館のスタッフにフィードバックしている。

### 評価項目4 (基準協会A群): 図書館の地域への開放の状況

図書館では、地域への開放を行っており、この方針に基づいた看護学部としての図書館を地域への開放に関する努力は、医療関係者へ開放の事実を知らせることを行ってきた。具体的には、専門図書や学術雑誌を入手することが制度化されておらず、資料を入手することが最も困難な保健所および市町村の保健師を中心に、病院関係にも図書館が利用できることを機会があるごとに知らせてきた。

その効果で、平成15年度は学外利用者が449人あったがその内医療関係者は294人で65%を占め、平成16年度の学外の利用者617人では医療関係者が372人で60%となるので、医療関係者が過半数であり、これは開放の効果のなかでも看護学部による努力が大きいと言える。

ところが、そのために問題が生じたことがあった。保健師等の利用希望は図書よりも、文献検索が多い。しかし保健所の保健師等が利用していて学生が利用できない状況が起こり、学生からの苦情があった。そこで学生優先とした。

## 評価項目 5 (基準協会 B 群): 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

他大学との協力関係は、本学のコレクションがまだ少ないために、こちらからの複写依頼が多く、外部を頼っている状況である。それにはまず検索が必要だが、看護系では、検索の情報機器は十分なものが揃っている。検索用のデータベースは教員のパソコンから何時でも使えるし、国立情報学研究所の目録によって文献の所在を知るためには図書館に LAN でアクセスすればクリックだけで繋がるようにリンクが表示される。学都仙台オンライン目録検索システムも同様である。

しかし検索が終わってからの処理に問題がある。看護学部の図書情報委員会では、他大学に文献複写の依頼を出す場合に、適切に行うよう教員・学生へ再三要請した。例えば対外文献の複写の依頼では、最小限に絞らない、学内にあるのに対外文献依頼を出したり、卒業論文で同じ指導教員なのに複数の学生が同じ文献複写依頼を出したりすることが多く見られた。そこで、教員に複写依頼を出すときは学内にあるか否かの確認を行うこと、学生にも同様の指導をし、卒業論文で文献複写を依頼する場合には重複しないよう指導することを教員に呼びかけた。ただし、教員や学生の対外文献複写依頼、学生の教育上に必要な文献の取り寄せなどは、滞りなく行われ、教員や学生の需要を満たしている。

### 目標達成度：B

選書・資料の選択などについては十分な努力をしたと考えられるが、看護学系の図書はその数が十分とは言えず、かといって予算の増加は望めないため、さらに工夫が必要であると考えられる。設備については、技術の進歩に遅れたことは無く良い評価をしてよいと考えられる。図書館利用者に対する利用上の配慮は、限られた施設を使い、少しでも使い勝手を良くする努力を行ってきた。また看護学部に関連する地域利用者への呼びかけを行い、看護学その利用を促すことができたことから、評価できると考えられる。学術情報へのアクセスは、使い勝手が悪い状況ではなく、通常の需要には十分応えられている。しかし、良い設備のわりには教員の利用技術が良いとは言えず、対外文献依頼については、教員も学生も安易に依頼する傾向が見受けられる。これを解決するための学部の図書情報委員会の努力は十分とは言えず、教員への注意も不足であったと考えられる。以上から、図書館に関する評価は B 相当と考える。

### (3) 残された課題

図書の絶対的な不足がある。改訂が早い看護系の図書は蔵書が十分になる以前に古くなる。また学術雑誌も不足のままである。また VHS テープの教材は再生装置の老朽化も考慮に入れ順次 DVD 媒体によるものに置き換えてゆく必要がある。

DVD デッキを増設する必要がある。しかしこれ以上の DVD デッキの設置については増設が必要か否かは未知の部分がある。現在学生の持つノートパソコンの CD ドライブは多くが DVD ドライブの機能も持ち、図書館に学生のノートパソコンの持込が許されていることから、これ以上の増設は不要となるかもしれない。また既存の VHS 教材があることや、未だ DVD を使わず VHS のみの教材も販売されていることから、VHS の再生装置の更新も必要かもしれない。その場合、利用できるスペースを考えて、VHS 再生と DVD 再生の両方の機能を持つ機材が望ましいだろう。コンピュータラボの VOD システムも有効に利用できるように学生への指導が必

要である。

図書館での解説あるいは説明書は、一般的ではあっても看護学の面から見た図書館とくにネットワーク、そのなかでも文献検索用のデータベースは、看護学部の利用目的に合ったマニュアルが望まれる。

県内の看護師・保健師および保健関係者は多いが、その中で、本学の図書館が開放されている事実を知る人は少ないはずである。そこで看護師・保健師等に、より気軽に使ってもらう必要がある。

教員に、オンライン検索の方法を十分講習し、さらに他大学への文献の依頼には、本学の蔵書の確認を促し、教員・図書館ともに効率的に作業ができるようにする必要がある。

#### (4) 残された課題の達成の見込み

図書の不足は予算の制限ゆえに購入が必ずしも可能ではない。そこで、看護学部教員に出版社から提唱される献本や重複図書あるいは退職転出時に寄贈をお願いするなどの方法により、少しでも増やす必要がある。また、雑誌については継続して購入することが望ましいが、教員の交代に伴って購入する雑誌を入れ替える。これらは直ぐに始め、しかも毎年継続しなければならない。

現在はVHSテープからDVDコンパクトディスクへの移行期であるが、それもそれほど遠くない将来に別のものが出てくるはずである。たとえば配布がディスク等のハードによらず、Webを通じての配信の時代になるかもしれない。文献検索用のデータベースが既にそうである。そこで、これらの変化に絶えず気を使い、時代に遅れず学習効果を高める努力が必要である。これらの努力は、時代の変化を何時でも見ている必要から、直ぐに始める必要があるが、あまりに速い進歩と、設備の充実には予算の制限があることからどの時点でどのような機材をこうにゆうすることが最良かは予想がつかない。

看護学部の特に学生の立場から考えた利用法の、とくにWebへの接続による検索方法を含めたマニュアルを作成する。マニュアルを含めた利用方法のソフトは、現在の機能のためのマニュアルを書き上げるだけでも数年はかかるので、1年後には始め3年で、一応の利用法について書き上げたい。

図書館の地域への開放の状況については、学生が実習に行く病院等、本学部とかかわりの深い施設から図書館が利用可能であることを知らせる。また公開講座において本学が地域に行っているサービスの1つとして図書館の公開を知らせる。ただし台数が限られる検索用機材の使用や、数が不足しがちな参考書が学生の利用と競合しないように注意することが必要である。図書館が開放されていることについての周知は機会がある毎に進めるとしても、本学部が係る医療施設に浸透するまでには3年以上かかるはずである。

学術情報へのアクセスについては、対外文献複写依頼が効率よく行くように、教員の注意を促すために、印刷物の配布、教授会での注意などを行う。また学生への指導も要請する。

## 9. 社会貢献

### (1) 社会貢献に関する目標

目標：地域に開かれた大学として、大学での蓄積された知識、スキル等を提供し、地域社会の健

康・医療の質向上に貢献する。

目標の説明：本学は、地域に開かれた大学をめざして、宮城県下の医療機関、行政機関等との連携、交流に基づいた教育を実施している。大学での蓄積された知識・スキル等を提供し、地域住民や学外諸機関との情報発信の機会、および連携事業や研究を促進し、地域社会への健康・医療・看護における質向上に向けた貢献を果たすことを目標とする。

## (2) 自己点検評価

### 評価項目1 (基準協会B群): 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

本学は、地域に開かれた大学をめざして、教養科目、専門基礎科目、専門科目の各科目における教育内容において演習、実習等を通し、臨地での実学を修得する教育カリキュラムを実施している。特に臨地実習では、本学は実習施設を付設していないため、宮城県下の病院、保健所、自治体、介護施設、助産施設等、各種医療施設において臨地実習を展開しており、各機関との連携、交流に基づいた教育を実施している。また公開講座の開催など大学における社会貢献活動に学生が参画することにより、地域社会との文化交流を実施する機会となっている。

### 評価項目2 (基準協会B群): 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

看護学部は、初年度より積極的に地域に貢献する公開講座・講演を毎年一回企画運営してきた。臨床看護や医療情報、医療行政、医療倫理などを題材として公開講座を実施し、一般市民、医療者、企業者など多彩な対象が参加した。平成13年度から16年度の公開講座実施内容と、参加人数は下記のとおりである。

平成17年度からは地域連携センター開設に伴い、本学の公開講座事業は、地域連携センター事業に総括されている。看護学部では、地域連携センター主催の春季連続公開講座(6回連続)「実学を学ぼう」、および秋季連続公開講座(6回連続)「医療の質向上をめざして」の各公開講座に講師を派遣した。また看護学部と地域連携センター共同主催にて「養護教諭のための情報処理」を実施した。これらの活動を通して一般市民、医療職、企業・各種団体関係者などの多くの参加者を得ている。

図表 2-28 公開講座実施状況

	テーマ	講師	受講者数
平成 13 年度	保健婦・士のための情報処理	宮城大学教授・講師	67 名
	保健婦・士のための情報処理 (中級)	宮城大学教授・講師	34 名
	臓器移植を考える - 今、私たちにできること -	東北大学大学院教授	110 名
平成 14 年度	養護教諭の職務の今日的課題	宮城県保健健康課 県内高等学校、中学校、 学校養護教諭各 1 名	31 名
	生活者から見た看護	医師 (ALS 罹患で療養中)	304 名
	保健師のための情報処理公開講座	宮城大学教授・講師	40 名

	テーマ	講師	受講者数
平成 15 年度	あなたの病院の退院はスムーズですか？ - 今、退院支援について考える -	アコデーション研究所	31 名
平成 16 年度	それぞれの地域にあった政策形成とは 行政にかかわる職員が日頃の思い・活動を 映らせていくためには -	同志社大学教授	82 名
	看護師のための情報処理（2 回）	宮城大学	100 名 40 名

### 評価項目 3 (基準協会 B) : 教育研究上の成果の市民への還元状況

教育・研究上の成果の市民への還元として、論文・学会発表などの公表では、臨床看護、看護教育、看護管理、保健行政、医療分野、治療、診断、医療統計分野など多彩な教員の研究分野において公表を行っており、学内外の交流を通して積極的な研究活動の還元を行っている。また、保健、医療、福祉の施設や行政からの要望に基づき、各種講演会、研修会の講師として教員を派遣、講演会、研修会のみならず、県、市町村の行政計画策定、施策立案、事業の実施、社会調査の実施、臨床施設へ現場に教員が出向いて看護職者の相談に応じる、資料提供などの対応を実施している。また、高大連携事業においては、宮城県下の高校に看護教員を派遣し、模擬授業を行い大学における高度な教育・研究に触れる機会を設けている。

教員の国・自治体における各種委員会の活動については、大学基礎データ表 2-4 に示すとおりである。教員個々に実施している社会貢献活動はかなり活発であると推察される。社会貢献活動の相手は、宮城県下の地域が多くを占めており、県立大学教員としての地域貢献は活発に実施されてきている。企業との受託研究においては、下記の件数が実施されており、企業との研究連携も少数であるが実施されている。

平成 17 年度より地域連携センターが設立されたことにより、企業との交流は地域連携センターにおける研究交流会参加、基盤技術高度化支援事業への参画など、看護学部としての活動を通して、県内医療施設のみならず、企業・各種団体との積極的な交流が開始されつつある状況である。

図表 2-29 受託研究数

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
新規	2	2	0	2	0
継続	0	1	3	1	0

### 目標達成度：B

以上の内容より、教員個々の学外との連携活動は推進されているといえるが、今後は、大学組織を基盤とした活動を実施していくことが重要である。また医療の高度化、専門化は急速な発展をとげており、実学に基づいた社会貢献を行っていくために地域との協働をより密接にすることや教員の専門能力の研鑽を実施していくことが求められる。



### (3) 残された課題

公開講座は受講者の幅を広げること、かつ自治体や各専門団体との連携を深め、より専門職のニーズにあった専門的かつ高度な内容を提供していくことをめざす。

医療分野を基盤とした産官学の連携事業を推進する。

### (4) 残された課題の達成の見込み

平成19年度より、以下の2点について改善に取り組む。

卒業生の継続指導などを含め、大学と医療施設や市民などの社会組織体との教育研究上の連携の推進、および教員の専門的能力の向上により高度な看護の内容の構築を行う。

産官学の連携においては、企業など医療施設以外の分野における社会貢献について、地域連携センターの活動を基盤に事業構想学部や食産業学部と密接に機能し、看護学部が積極的かつ主体的に取り組める体制を推進していく。

## 10. 学生生活

### (1) 学生生活に関する目標

目標：学生生活が円滑に送れるよう、学内外の関連組織間の連携を密にし、学生の生活・経済上の相談、心身の健康相談、国家試験対策、進路支援、課外活動等への支援の充実を図る。

目標の説明：学生にとって大学での生活は自律への道を歩むこととなる。学生は希望に満ちた学生生活を送りながらも、一方で多くの不安と悩みをもちながらの生活でもある。学生委員会では、学生の生活が有意義になるよう支援することを目指している。

### (2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

学生の修学にとって経済的な問題で十全な学生生活が損なわれないような支援が必要である。学生生活への経済的支援については、授業料減免制度と奨学金制度がある。授業料減免制度(全学免除と半額免除)は、毎年学生の家庭の経済状況及び成績状況によって決定している。また奨学金制度については、独立行政法人日本学生支援機構によるものと他の団体の制度を利用している。奨学金の利用団体及び受給者数は、図表2-30の通りである。

これらの制度に関しては、事務局及び学生委員会によるガイダンス、学生便覧等によって学生への連絡は徹底している。

図表 2-30 外部の奨学金受給者数(平成17年度)

団体名	対象		返還の有無	人数(人)
独立行政法人日本学生支援機構	第一種	一般学生	無利子返還	53(170)
		大学院	同上	1(6)
	きぼう21	一般学生	有利子返還	85(250)

宮城県看護協会学生修学資金	一般学生(2年次以上)	無利子返還 (返還免除規程有)	5(大学院生のみ)
亀井記念財団	一般学生	同上	3

( )内は全学

### 評価項目2(基準協会A群): 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

学生の生活は、自宅・自宅外通学を問わず自律の道を歩む重要な時期であるが、反面生活あるいは進路への不安等に起因した悩みも多く、体調を崩すケースが生じている。これらは、看護学部の場合、カリキュラムの過密、長期にわたる実習等による入学前と入学後の意識の変化、また学生の負担過重による精神的ストレス、生活リズムの崩れ等に起因していると考えられる。学生相談室、保健室の利用状況は、図表2-31～2-34の通りである。(図表2-32以外は、事業構想学部の学生含む)。年間を通して相談件数が多く、内容も進路修学に関する内容に集中している。また看護学部に関しては、3年次に相談件数が多くなっている。こうした生活、健康上の相談については、学生委員会は、毎年の入学時のオリエンテーションをはじめ掲示や各種の機会を利用して、教育相談室、保健室の案内を積極的に行っている。また、各教員のオフィスアワーを設定し、学生がいずれの教員にも相談できる時間を設けている。この時間帯は、学生全員に配布する学生便覧に掲載している。

図表2-31 平成17年度学生相談室相談件数一覧 (大和キャンパス)

月	総数	月実数	新規相談件数	相談内容						相談者				相談方法			
				心理性格	対人関係	心身健康	進路修学	学生生活	その他	学生本人	家族	教職員	その他	来室	電話	手紙	その他
4月	20	19	19	0	2	3	0	15	0	20	0	0	0	18	0	0	2
5月	30	18	15	2	6	4	5	13	0	24	0	6	0	17	1	0	12
6月	18	9	6(1)	3	3	4	8	0	0	18	0	0	0	13	0	0	5
7月	32	16	9(3)	10	1	6	15	0	0	18	2	12	0	17	3	0	12
8月	6	4	0	3	0	1	2	0	0	5	0	1	0	3	0	0	3
9月	22	13	8(2)	9	0	4	9	0	0	11	2	9	0	10	4	0	8
10月	31	13	6(2)	3	0	0	28	0	0	15	1	15	0	10	3	0	18
11月	15	9	3	6	0	1	8	0	0	10	0	5	0	10	1	0	4
12月	14	10	3(1)	6	0	0	8	0	0	6	2	6	0	10	2	0	2
1月	15	10	2	7	0	1	8	0	0	9	1	6	0	11	0	0	5
2月	15	6	1	5	0	0	10	0	0	13	0	2	0	7	1	0	7
3月	13	7	2	3	0	0	10	0	0	9	0	4	0	6	0	0	7
計	232		74(9)	57	12	24	111	28	0	158	8	66	0	132	15	0	85

図表 2 - 32 平成 17 年度学生相談室相談件数 (看護学部)

月	1年	2年	3年	4年
4月	2	0	0	2
5月	6	0	1	3
6月	0	6	3	3
7月	0	5	2	1
8月	0	1	1	0
9月	0	1	1	1
10月	0	0	0	1
11月	1	1	2	1
12月	1	0	1	0
1月	0	0	4	1
2月	0	0	6	1
3月	0	0	7	0
計	10	14	28	14

図表 2-33 平成 17 年度保健室利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
学 生	応急措置	39	56	59	83	8	8	53	31	30	28	21	2	418
	検査	4	27	22	17	1	0	0	0	0	0	0	15	86
	健康相談	60	55	27	19	4	3	2	5	5	3	3	1	187
	その他の相談	2	2	1	0	1	0	3	0	5	4	1	0	19
	その他	7	29	24	15	0	3	12	11	9	74	13	1	198
職 員	応急措置	3	3	2	6	7	1	2	2	3	2	7	7	45
	健康相談	0	0	0	0	2	1	2	1	1	0	1	1	9
	その他	1	2	0	0	6	0	1	1	0	0	2	0	13
	合計	116	174	135	140	29	16	75	51	53	111	48	27	975

図表 2-34 保健室症状別利用状況

症状	17年度計
風邪症状	81
頭痛	40
腹痛・胃痛	51
嘔気・嘔吐	6
下痢	0
外傷・打撲	116
火傷	8
肩こり・筋肉痛	12
皮膚症状	20
眼・耳・歯	11
気分不快	34
月経痛	28
貧血症状	10
その他の症状	2
尿検査	12
血圧測定	70
身長体重測定	4
健康相談	186
その他の相談	18
その他	199
<b>延べ件数</b>	<b>908</b>
ベット休養	106
病院紹介	11
相談室紹介	6

### 評価項目 3 (基準協会 A 群) : ハラスメント防止のための措置の適切性

現時点において、本学部での課題や事例はないが、学生生活を有意義なものにするためにも全学的な取り組み・対応が不可欠である。特に、セクシャルハラスメントに関しては、各学部の委員によって構成される全学の防止対策委員会が機能している。

### 評価項目 4 (基準協会 C 群) : 生活相談担当部署の活動上の有効性

看護学部には設置されている学生委員会は、4名の委員によって構成され、また2名の教員が相談員として配置されている。委員会は、学生生活が円滑に送れるよう支援することを使命としている。学生の相談内容は実に多様化している。そのために、学部内において学生の生活、経済、健康、学習、進路等に関する相談について、教育相談室（非常勤の専門相談員と学部教員による相談員によって構成）や保健室との協力のもとで対応している。学生委員会は、全学の学生委員会をはじめ学部内の教務委員会や実習委員会等との連携を密にし、情報を交換している。

特に看護学部においては、看護師、保健師、さらには選択ではあるが養護教諭一級の教員免許の資格を取得することが可能である。その結果、教育課程が過密となり、実習期間も長期にわたることから、科目履修や進路に関する相談が多く発生している。こうした相談に関しては、これまでは関連の学部委員会あるいは教員個人の判断に委ねられていたが、今年度からは学生委員会が窓口となって学生の対応にあたっている。これにより、学生との接触がスムーズになり、他の委員会からの情報も常時入り、総合的な判断のもとに学生との相談に応じることが可能となった。

#### 評価項目 5 (独自): 休学・退学への対応状況

看護学部におけるここ5年間の休学・退学者の数は、図表 2-35 の通りである。

休・退学に関しては、学生委員会は事務担当者との密接な連携のもとに学生の相談に対応している。その手続きも、学生が事務へ、そして学生委員長との相談、その結果を相談表として提出、さらには学生委員会での審議、教授会の承認と万全の体制をとっている。その間、当該学生に関する情報を他の委員会、教員から得るようにしている。

図表 2-35 過去3年間の休学者・退学者数(看護学部)

		平成 17 年度		平成 16 年度		平成 15 年度	
休 学	1 年			7	履修科目なし(3) 他大学受験(2) 進路の再考(2)	4	進路の再考(1) 履修科目なし(1) 他大学受験(1) 経済的理由(1)
	2 年	3	履修科目なし(1) 病気療養(2)	3	履修科目なし(2) 進路の再考(1)	2	進路の再考(1) 履修科目なし(1)
	3 年	4	履修科目なし(1) 病気療養(1) 進路再考(1) 一身上(1)	2	進路の再考(2)	4	病気療養(2) 進路の再考(1) 履修科目なし(1)
	4 年	1	履修科目なし(1)	1	伝導活動(1)	2	出産育児(1) 伝導活動(1)
退 学	1 年			2	進路の変更(2)	1	進路の変更(1)
	2 年	3	進路再考(3)	1	一身上の都合(1)		
	3 年	2	進路再考(2)	1	進路の変更(1)		
	4 年	1	修学意欲喪失(1)				

#### 評価項目 6 (基準協会 A 群): 学生の進路選択に関する指導の適切性

##### 進路支援体制

看護学部における進路相談体制は、図表 2 - 3 6 に示すように看護学部キャリア開発委員会(これ以降キャリア開発委員会と略す)が中心になって実施している。キャリア開発委員会は、

5名の教員、事務局学生支援班の3名の事務員、さらにキャリア開発室の3名のキャリアアドバイザーから構成され、所掌業務としては、ア)学生の進路についての支援活動、イ)就職先(病院・施設等)との情報交換、ウ)国家試験(看護師・保健師)受験についての支援活動および指導、である。また、キャリア開発委員長は教授職が務め、5名の教員で4年生(100名)を分担し、進路相談窓口教員として、事務局学生支援班ならびに卒業研究担当教員(ゼミの教員)と連携を図り、就職・進学、また国家試験対策等の相談・指導に当たっている。

#### 学年別進路支援の実際

キャリア開発委員会活動としての進路支援は3年次から始めている。進路支援に当たっては、学生が主体的に意志決定できるように、適切な時期に有用な情報が提供できるようキャリアガイダンスを企画し実施している。

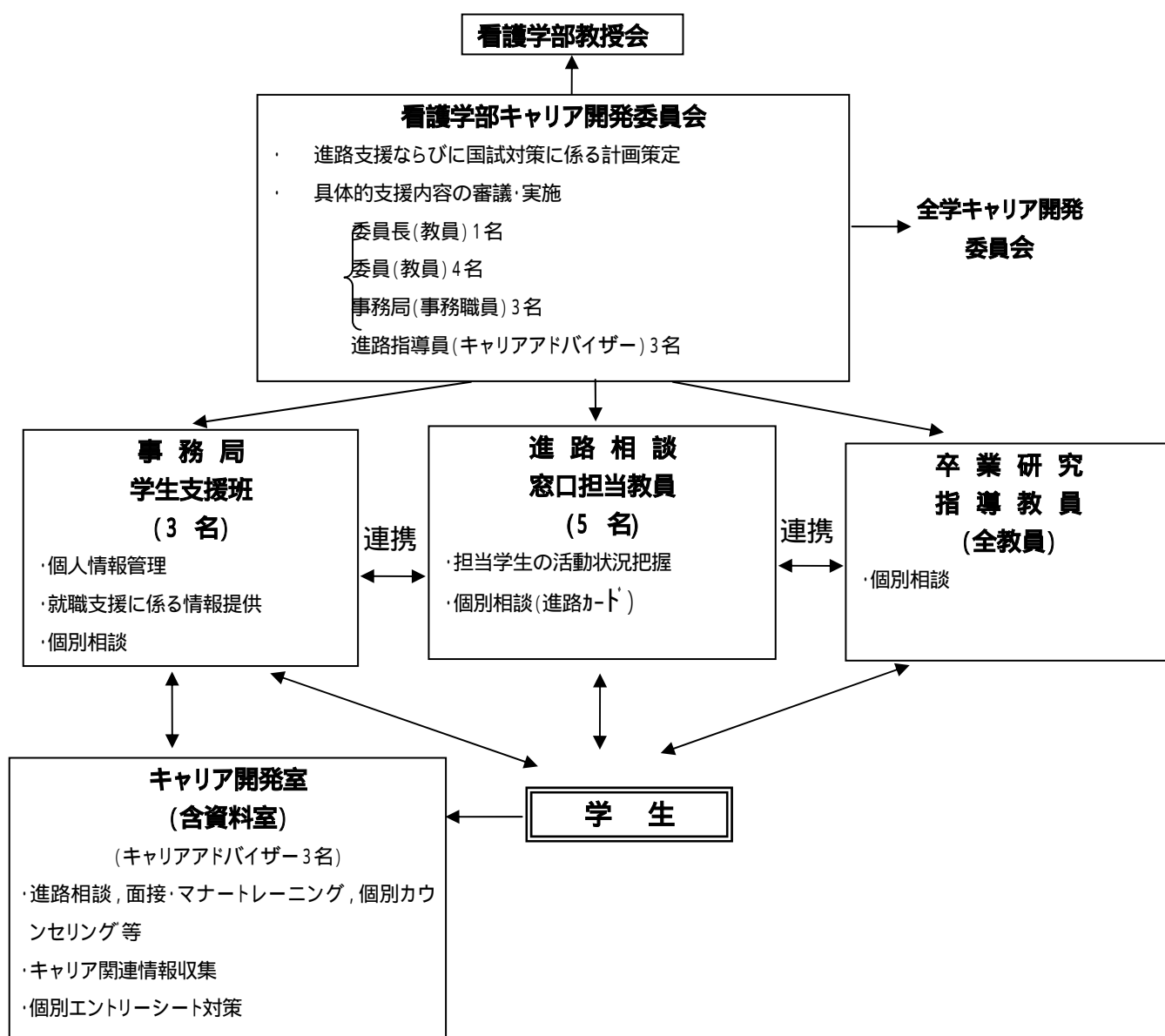
【3年次】ア)学年始めのオリエンテーション(4月)で、キャリア開発委員会の組織・目的・メンバーについて紹介し、「早めに進路を決める必要性について」と今後のキャリアガイダンスのスケジュールについて説明している。イ)第1回キャリアガイダンス(7月) 本学のキャリア開発室が作成した『キャリアガイドブック』を用いて、「職種(看護師・保健師・養護教諭)別業務の特徴や職場の特徴」についてと、進学については「大学院と助産師学校への進路」について説明している。ウ)第2回キャリアガイダンス(11月)では、4時間を使って3部構成で実施している。第1部は教職セミナーとして、県教育庁教職員課から講師を招き「教員採用準備について」の講義と、その後、既に教員採用試験の2次に合格している4年生3名から就職活動体験談を聞く。第2部では、「公務員セミナー」として、近郊の予備校から講師を招き、公務員試験対策として1時間の講義を受けている。第3部は3年生全学生を対象に、既に就職先が内定している4年生から、保健師、看護師就職活動体験記を聞く。学生たちは自分の志望職種に必要な部分について出席している。また、「進路カード」は3年次2月までに記入し、キャリア開発室に提出するように説明している。

【4年次】ア)学年始めのオリエンテーション(4月)で、4年次のキャリア開発委員会の活動予定についてと進路相談窓口担当教員体制について説明し、各学生の担当教員を発表し、顔合わせをすると共に連絡方法の確認を行う。イ)第1回キャリアガイダンス(5月):国家試験対策として、近郊の予備校から講師を招き、看護師および保健師の国家試験対策について1時間の講義を受ける。また、教職担当教員から養護教諭採用試験の受験対策について説明する。その他として、キャリア開発室のホームページの利用、就職活動・進学準備に当たったの注意事項について等の事務連絡を行う。ウ)第2回キャリアガイダンス(7月):17年度は、県内病院の看護部長とその病院に就職して4年目になる卒業生を招き、看護部長には「看護管理者として新卒ナースに期待すること」、卒業生には「新人ナースとして心がけたこと」と題して講演を依頼した。18年度はこのキャリアガイダンスを止め、キャリア開発委員会主催の『医療機関研究セミナー』を開催し36医療機関から関係者が来学し、学生の就職活動が行われた。

#### 国家試験受験への支援

国家試験対策としては、4年次5月の第1回キャリアガイダンスで、予備校の講師による受験勉強の仕方についての講義後、看護師国家試験の公開模擬試験を3回(6月・10月・1月)、保健師の公開模擬試験を2回(11月・1月)受けることを学生に勧めている。その他に予備校の協力を得て、学内で模擬試験の解答説明会を3回開催している。これらの模擬試験の成績をもとに、進路窓口担当教員による個別指導を行うこともある。

以上のように、学生の進路選択に対して綿密で組織だった支援活動を実施している。



図表 2-36 看護学部進路相談体制

### 評価項目 7 (基準協会 B 群): 就職担当部署の活動上の有効性

#### 就職内定状況

就職支援については、図表 2-36 の進路相談体制のキャリア開発委員会が中心になって活動している。就職を希望する学生の内定状況は、平成 15 年度は 98%、平成 16 年度から平成 17 年度については、いずれも 100%であった。

#### 国家試験受験結果と不合格者への対応

平成 15 年度から平成 17 年度の過年度卒業生を含む国家試験結果について、図表 2-37 に示

した。平成16年度の保健師国家試験においては、18名もの学生が不合格となった。この結果をふまえ、平成17年度は4年前期の授業科目「保健福祉行政論」を後期に移す等の対策を強化し、合格率を上げることができた。看護師国家試験については、毎年数名の不合格者が出ている状況である。過年度卒業生に関しては、特に保健師国家試験の合格率が低い現状にある。

国家試験不合格で就職内定を取り消しになった学生の対応についても、キャリア開発委員会で話し合い、進路相談窓口担当教員と卒業研究指導教員が連携して対応している。

保健師国家試験	受験者数	合格者数	合格率
2003年度	106	97	91.5%
新卒者	102	93	91.2%
2004年度	104	81	77.9%
新卒者	98	80	81.6%
2005年度	103	96	93.2%
新卒者	94	92	97.9%

看護師国家試験	受験者数	合格者数	合格率
2003年度	95	91	95.8%
新卒者	95	91	95.8%
2004年度	89	88	98.9%
新卒者	87	86	98.9%
2005年度	86	81	94.2%
新卒者	84	80	95.2%

図表 2-37 国家試験合格状況（過年度卒業生を含む）

#### 評価項目 8（基準協会 C 群）：就職統計データの整備と活用の状況

就職の内定状況と進学については、学生から進路相談窓口担当教員とキャリア開発室に報告することになっている。報告された情報はキャリア開発室で集計し、「内定状況」表を作成している。これには、内定率の他に、県内・県外別就職率、さらに昨年同時期の内定率を含んでいる。進学については、大学院進学、助産師学校進学数が集計される。各卒業生の最終データは毎年5月1日付けで集計したものを使っている。

この「内定状況」表は、毎月更新され定例委員会や教授会等で学生の就職活動状況を報告する際の資料として活用されている。

#### 評価項目 9（基準協会 A 群）：学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

大学創立十年を迎え、学生の課外活動も軌道に乗り、活発になっている。後援会の財政的支援を受け、学部を越えた交流のなかで学生は有意義な大学生活を送っている。学部教員が顧問となっていることから教員との交流もあり、日頃の成果を大学祭等の行事で学部関連の成果を発表している。学生委員会は、事務局と連携をとりながら学生との交渉にあたり課外活動を支援



している。

### 目標達成度：B

各委員会等との連絡調整により、総合的な判断に基づいた学生への対応が可能となった。

生活・健康上の相談に関しては、学生相談室、保健室の利用、また相談員制度により対応がなされている。

経済上の相談については、学生への対応は十分であり、また支援制度も大いに利用されている。

学生の進路・就職に関しては、指導の適切性、各部署との連携ができていると判断される。

休・退学の手続きは、教務委員会及びカウンセラー（専門相談員）等との連絡を密に行っている。

課外活動は、教育課程が密な中で活発に行われている。

### （3）残された課題

国家試験対策を含む進路支援については目標がほぼ達成されているが、学生生活への支援に関しては以下のような課題がある。

医療的治療が必要なケースに関する対応が課題である。

病院の医師あるいは保護者との接触等に関して、大学がどこまで関与が可能なのかについての検討が必要である。

学生委員会と学生相談員、カウンセラー（専門相談員）、保健室員及び事務担当者とのより密な情報交換が必要である。

特に、学外の医療機関等の協力を求める場合の対応の在り方の検討が必要である。

看護師、保健師の国家試験については、さらに合格率を高める努力が必要である。

修学に支障をきたしている学生の把握、あるいは学生のアルバイトの実態の把握を行う。

看護学部は、比較的将来の進路とのかかわりが深い学部であり、また学生の進路意識も高いと思われるにもかかわらず、休・退学者が多く出ている。しかも履修の上でのつまずきに起因している学生が多い。

看護学部学生の課外活動に対する参加意識が希薄である。学生は課外活動を行うというところまでの精神的ゆとりをもてないのが実情である。特に、実習による課外活動への影響は大きい。

### （4）残された課題の達成の見込み

上記の課題、特に生活・経済的問題、あるいは心身の健康問題については全学的な立場からの情報の共有と判断が求められる。平成19年度以降に全学の学生委員会、保健委員会及び事務局との協議の上、解決策の確立に努力したい。

各委員等との情報交換については、定期的な情報交換会の開催等を検討する。

医療機関等との対応については、保健委員会との協議を進める。

機会をとらえて各教員に対し学生への指導の徹底を促す。

課外活動の大学生活における重要性については、機会をとらえて学生に情報を提供し、看護学部関連の課外活動への参加を促す。

## 11. 管理運営

### (1) 管理運営に関する目標

目標：教授会構成ならびに関係規程を見直し、学部委員会と教授会、全学委員会との組織関係を整備することにより、学部運営の強化・効率化を図る。

目標の説明：平成15年3月に出された『宮城大学外部評価報告書』において、開学以来、看護学部では教授会構成員が教授のみとなっていることについて、助教授・講師を含めることへの要望が多いとの指摘を受け、教授会での議論・検討を経て、平成15年10月より教授会構成員を講師以上とするなど、「宮城大学看護学部教授会運営内規」を改正した。また看護学部の委員会組織は13あり、原則として講師以上の教員は1人平均2～3の委員会に属している。各委員会での検討結果については、最終的に学部教授会における審議を経て決定となる。平成15年度の「全学委員会設置規程」の全面改正によって、全学委員会組織が一部新設・整理されたことを受けて、学部各委員会と全学委員会ならびに学部委員会と教授会の連携を強化し、効率的な運営につなげていく必要がある。

### (2) 自己点検評価

**評価項目1（基準協会A群）：教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性**

看護学部教授会は、「宮城大学学部教授会運営規程」及び同規程に基づいて定められた「宮城大学看護学部教授会運営内規」に従って民主的に運営され、また「宮城大学学則」に従って、教員人事並びに教育課程、学生生活及び学生の身分、学部長選考等、学部運営における重要事項の審議・決定を行っている。看護学部では、平成15年3月に出された宮城大学外部評価報告書において指摘のあった教授会構成員や若手教員の採用人事に関わる選考方法等の課題に見直しを行い、学部教授会において関連規程等の改正を実施した。その他にも平成15年度から16年度にかけて、学則や上位規程との整合性を図るとともにより公正な学部運営を実施するために、「看護学部委員会設置運営内規」、「看護学部入試委員会における入学者選抜試験における合否判定に関する内規」、「看護学部長選挙実施要領」等の見直しを行った。

看護学部では、学部の運営を補佐する組織として、前述の「看護学部委員会設置運営内規」に従って13の学部委員会を設置している。各委員会は、それぞれの所掌事項について責任をもって審議・処理した結果を学部教授会に対して審議事項、報告事項として提出しており、各委員会での検討結果は、最終的に学部教授会における審議を経て決定となる。

教授会は、原則として毎月1回第1水曜日の午後に定例教授会を開催することとし、その他必要に応じて臨時教授会を開催している。時間割上も原則として水曜日の午後には専任教員による授業を配置せず、教授会構成員が全員出席できるよう配慮している。

教授会構成員については、平成15年10月の「宮城大学看護学部教授会運営内規」改正により、教授のみから講師以上に変更となった。変更後は、講師以上の教員が、教員人事を含む学部運営上の重要事項の審議・決定に関わり、一部の委員会の委員長を務めて全学委員会委員も兼任する等、学部の管理・運営に名実共に参画することとなり、より民主的かつ公正な学部の意思決定が図れるようになった。

**評価項目 2 (基準協会 B 群): 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性**

看護学部教授会と学部長との連携・協力関係及び機能分担に関わる体制として、学部委員会がある。看護学部の学部委員会組織を図表 2 - 3 8 に示した。13 の委員会が「看護学部委員会設置運営内規」に従って運営されており、講師以上の教員は 1 人平均 2 ~ 3 の委員会に属している。平成 16 年度に行った運営内規の改正により、原則として互選によって委員長を決定すること、また 2 年毎に委員長を含む約半数の委員が交代することとし、各教員が学部運営の多様な側面に公正な方法で広く携わる機会をつくるようにした。また将来構想委員会、倫理委員会、実習委員会の 3 委員会を除き、原則として学部委員会の委員長や委員が全学委員会の委員を務めることにより、全学での決定事項を学部教授会に報告し、学部教授会での検討事項を全学委員会に提出する等、全学と学部教授会との連携における重要な機能を果たしている。

平成 16 年度の内規改正において、学部の将来構想の立案及び学部運営に関する事項を所掌する委員会として、将来構想委員会を明確に位置づけ、評議員で構成することとした。その目的は、全学の動きを視野に入れ、大学運営との連携を図りながら学部運営を包括的に行うことであり、必要時には関連のある学部委員会委員長を含めての会議を不定期に実施して、学部委員会での審議が困難な内容について検討してきた。看護学部は看護学科の一学科のみの構成であるため、平成 15 年度より、学科長を置かず運営してきたことから、将来構想委員会をもって学部長補佐としての学科長の役割を担うことを狙ったものである。したがって将来構想委員会で学部としての一定の方向性を定めたのちに、関連委員会での検討を経て、学部教授会における審議・決定へとつなげている。しかし、今後に向けて、学部教授会と学部長がより効率的な連携を図っていくためには、学部長補佐機能を強化する必要がある。

**評価項目 3 (基準協会 B 群): 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携及び役割分担の適切性**

全学的な意思決定を行う評議会には、部局長として学部長、研究科長並びに学部選出の評議員 2 名が参加しており、学部代表として学部教授会における審議結果等について報告すると共に、全学的な重要案件の審議・決定に関与している。

図表 2-38 学部委員会組織 (平成 18 年度)

委員会名	所 掌 業 務	委員構成・人数
将来構想委員会	1)学部の将来構想の立案・検討 2)学部の運営等に関する問題について検討	評議員 看護専門 2 専門基礎 2 教職 1
学生委員会	学業以外の学生の生活に関することについて対応 1)学生の休学、留年、処分等に関する事項 2)通学途上の交通事故等の各種事故に関する事項 3)新入生オリエンテーションの計画と実施	看護専門 3 専門基礎 2
教務委員会	1)共通教育、専門教育課程に関する事項 2)看護教諭養成に関する事項 3)タイムテーブル、シラバスの作成・調整 4)諸オリエンテーションの計画と実施 5)非常勤講師に関する事項	看護専門 4 専門基礎 3 語学 1
キャリア開発委員会	1)学生の進路(就職・進学等)についての支援活動及び相談活動 2)就職先(病院・施設等)との情報交換 3)学生の国家試験(看護師、保健師)受験についての支援活動及び指導	看護専門 5

委員会名	所 掌 業 務	委員構成・人数
入試委員会	1)入試に関わることすべて 2)オープンキャンパスの開催 3)高校等からの大学説明会の説明教員の決定（入試に関する事項）	看護専門4 専門基礎1 教職1 語学1
予算・財政委員会	1)学部共通教育費及び研究費の予算要求とりまとめ 2)執行に関わる事項の審議・処理	看護専門3 専門基礎1 教養教育1
総合情報センター 運営委員会	1)図書館資料購入希望のリストの作成 2)図書館との連絡、運営に関する希望の伝達 3)企画・情報班との連絡、運営に関する希望の伝達 4)コンピューターシステムのトラブルに関する連絡 5)VODシステムの維持・管理・更新について	看護専門1 専門基礎2 語学1
広報委員会	1)学内外の公開講座に関する事項 2)パンフレット 3)オープンキャンパスの開催 4)高校等からの大学説明会の説明教員の決定 5)高大連携に関する事項	看護専門2 専門基礎3 教養教育1
研究・紀要委員会	1)紀要作成 2)学部内研究体制の整備 3)学部研究会の開催に関する事項 4)研究補助金の配分のための研究業績の取りまとめ	看護専門1 専門基礎2 教職1 語学1
倫理委員会	人を直接の対象とした教育・研究において、倫理審査の申請がなされた場合、規定に基づき審議を行なう	看護専門3 教職1
評価委員会	1)学生による授業評価アンケートの計画、実施、集計および評価報告書の作成 2)自己点検に関する事項	看護専門2 専門基礎3
実習委員会	1)看護実習に関する中・長期的展望について 2)看護実習の方針決定・看護実習履修条件の検討等 3)看護実習全体の計画・立案・調整・評価 4)看護実習環境の整備・全体協議会の企画等 5)看護実習指導体制	看護専門8 (1名×8分野)
保健委員会	1)大学における保健管理及び安全管理に関し必要事項について、学生及び職員の健康の保持増進を図る 2)健康診断・予防接種に関する事項	看護専門3 (助手1含む) 専門基礎1

：委員長

1 ヶ月に1回開催される評議会の議事については、事務局によって詳細な議事録が作成されホームページ上に公開されているが、看護学部では、直近の学部教授会において、学部長より評議会報告を行っている。また全学的な各種の所掌事項について協議し、執行するための組織として15の常設の全学委員会と、学長直属の委員会（改革室、広報室、データベース管理室）が設置されており、各委員会は、部局長等職指定の委員のほか、学部選出委員により組織されている。看護学部では、原則として学部委員会の委員長や委員が同一の全学委員会の委員を務めることとしており、全学委員会における審議・決定事項を学部教授会にて報告するとともに、学部教授会における検討事項を全学委員会に提出し、審議を依頼する等により、全学と学部教授会との連携及び役割分担を効率的に行うよう努力している。

また平成15年度より、全学的な組織である3センター（総合情報センター、国際交流センター、地域連携センター）の一センターにおけるセンター長を、また平成17年度には教育研究担当の副学長の役割を、学長指名により看護学部の教員が担っており、それぞれ関連する全学委員会の委員長として、大学運営に貢献している。以上のように、全学委員会の委員長や委員を担う

教員が多いことは、全学的な動向を把握しつつ、学部運営に関わる教員が多い点では効果的といえる。しかし一方で、全学委員会委員として学部代表の一教員が発言することの責任は大きく、学部と全学を合わせた会議数が多いことによる負担も大きいと言える。

#### 評価項目4（基準協会A群）：学部長の選任手続きの適切性、妥当性

平成15年1月に行われた学部長選挙において選出された学部長候補者が看護専門の教員ではなかったことがきっかけとなり、知事は、看護学部が危機的状況に陥る可能性があるとして判断し、同年3月末に学部教授会に対して学部長候補者任命拒否の判断を示した。その後、4月に着任した新学長の指名により前学部長が学部長代行を務めたが、その後に実施した再選挙は棄権多数で成立せず、結果的に11月末の選挙で新学部長が選出されるまでの8ヵ月間学部長不在の状態が続いた。学部教授会では、上記の経過の中で学長から示された案を基に検討を重ね、教授会の構成を変更し（平成15年10月）学部長選考規程の改正（平成15年10月）を行なった。さらに講師以上の構成となった教授会において平成16年11月に『看護学部長選挙実施要領』の改正を行い、学部長選任手続きの公正化・明確化を図ってきた。その後当時の学部長の定年に伴い、平成17年1月には、関連規程及び実施要領改正後初めての学部長選挙が行われ、規程や実施要領に則った一定の手続きを経て現学部長が選任されていることから、現段階において学部長選任手続きは、適切かつ妥当であると考えられる。

#### 評価項目5（基準協会B群）：学部長権限の内容とその行使の適切性

学部長の権限としては、『宮城大学学部教授会運営規程』や『宮城大学看護学部教授会運営内規』等により、ア．教授会を招集し議長を務めること、イ．教授会の同意を得て、教授会構成員以外の者の出席を求め、説明・意見を聞くこと、ウ．教授会における審議事項の決定において、可否同数の際に議長として決定すること、エ．必要時には、学部委員会報告・審議事項以外の事項を教授会の議案とすること、オ．教員人事における選考委員会の委員長を務めること等が挙げられる。また看護学部では、将来構想委員会の委員長のみ、互選によらずに学部長が務めている。

以上のように学部長権限の行使は、おもに教授会における議長および教員人事における選考委員会や将来構想委員会の委員長としての役割に集約されている。看護学部では、平成15年10月の改正以前は、講師・助教授が教授会の構成員ではなかったため、学部運営上の重要事項の審議・決定に参画できていなかった背景を受けて、教授会においては、まず審議事項を先に取り上げ、十分な時間をかけて出席者間で議論を尽くすことに務めている。選考委員会においても、同様に教授会で互選された教授による3名の委員と十分に検討し、選考委員会における結果は、原則として当該分野の選考委員を通して教授会に報告している。また将来構想委員会では、学部の教育研究目的達成に向けた将来計画を方向付ける役割を担っていることから、評議員を構成員として大学運営をも視野に入れた意見を広く反映できるよう心がけるなど、むしろ学部運営における学部長権限が過大にならないよう配慮している。

#### 目標達成度：A

「宮城大学外部評価報告書」の指摘を受けて、平成15年10月より教授会構成員を講師以上に変更するとともに、採用人事及び昇格人事に関する選考方法や手続きの見直しを実施し、それぞれ関連規程の改正を実施した。講師以上の教員が教授会を構成するようになったことに伴い、

名実共に学部運営に参画する教員が多くなり、学部の組織力が強化された。

平成15年度より全学委員会が整備されたことに伴い、原則として学部代表となる全学委員会委員を同一の学部委員会の委員長や委員が担うことにより、全学委員会と学部委員会との連携が効率的に実施され、さらに全学委員会活動を通して、全学の動向を把握している教員が増えることにより、学部運営が強化された。

以上より、目標はほぼ達成されたと考える。

### (3) 残された課題

学部委員会と全学委員会の連携において、全学委員として学部を代表する教員の責任の重さや会議回数の多さが負担となっている。

学部教授会と学部長との連携に関しては、今後、学部の目的や教育目標達成に向けて学部運営をさらに強化していく上で、学部長補佐機能を具体化していくことが必要である。また併せて、学部教授会については、公正な運営を維持しつつ、効率化を図ることが必要である。

### (4) 残された課題の達成の見込み

については全学的な取り組みが必要であることから、平成19年度前半までをかけて、学部教授会としての意見を集約し、評議会での審議につなげていく。

については、平成18年度中に検討をはじめ、平成19年度を試行として平成20年度までに体制を整備する。

## 12. 財務

### (1) 財務に関する目標

目標：本学部の目的・教育目標を達成するため、とくに学外の臨地実習施設にかかわる予算を確保しつつ、教育費の効率的な運用を図る。

目標の説明：県財政の逼迫のため、本学部の予算は毎年削減されている。予算編成上、学外実習施設向けに必要な予算は年々増えつつある状況の中で、学部全体の予算のいっそう効率的な運用を行うために、この目標が設定された。

### (2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会B群):教育研究目的・目標を具体的に実現する上での必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況

教育目的・目標を実現するために共通教育費が学部に予算配分されており、その推移を図表2-39に示す。平成15年度以降、学部共通教育費の配分予算総額は年々削減されている。表に見られるように、共通教育費の中で学外実習費に占める実習委託料の割合は高く、学外実習費の43～63%を占めている。共通教育費総計からみても約25%で、本学部予算に占める割合が多い項目である。本学部の特徴のひとつである、多様な施設での看護実習を継続して効率的に行っていくためには、実習施設の確保は欠かせない。毎年、70箇所以上の施設の協力を得て臨地実習を行っているが、実習委託料は地域看護実習施設を除いて、大半の施設に支払っており、近年徐々にみられる委託料の値上げにも予算を優先的に配分して対応してきている。

図表 2-39 看護学部共通教育費の推移（予算ベース）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
学外実習費 (実習委託料)	14,394,000 (8,999,000) (62.5%)	13,614,000 (7,799,000) (57.2%)	19,469,795 (9,303,220) (47.8%)	17,303,000 (7,986,000) (46.2%)	19,788,277 (8,567,400) (43.3%)
学外実習費以外の 教育費	20,729,000	20,729,000	16,858,000	17,712,000	13,476,723
計	35,123,000	34,835,000	36,148,240	35,015,000	33,265,000

( )内は学外実習費の中の実習委託料とその割合である。

### 評価項目 2（基準協会 B 群）：文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）資産運用益等の受け入れ状況

教員が質の高い教育や研究を行うためには研究費の確保が必要である。現在、学部としては「科学研究費補助金」、「受託研究」、「外部資金導入による研究」などを受け入れ、実施している（図表 2-40）。

科学研究費の申請件数については、平成 13 年度に比べて近年増えてきているが、採択率はまだ低い。平成 17 年度では専任教員 1 人あたりの額は約 9 万 4 千円となっている（基礎データ表 33）。また、受託研究や奨学寄付金も特定の教員の、特定の企業からの受け入れで新規の割合は少ない。ただし、外部資金の獲得のための申請状況は平成 13 年度に比べると最近では増えている。これは、大学における研究活動の基盤となっている宮城大学研究補助金が県財政の逼迫のため年々減少していることも関係しており、個々の教員の研究費の確保・受け入れのための努力を表しているといえる。

各種の研究助成に関する情報の提供は事務局より教員へ一斉メールでその都度行われている。

図表 2-40 看護学部教員の外部資金の受け入れ状況（単位：千円）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
科学研究費（採択 / 申請）	5,200 (5/10)	5,261 (5/8)	6,100 (5/13)	4,100 (3/9)	4,800 (6/20)
受託研究費（件数）	1,150 (2)	2,100 (3)	1,400 (2)	4,000 (3)	-
奨学寄付金（件数）	-	-	-	-	7,250 (6)
その他の研究助成（件数）	7,200 (3)	8,800 (4)	16,667 (6)	6,706 (3)	-
計（件数）	13,550 (10)	16,161 (12)	24,167 (13)	14,806 (9)	12,050 (12)

（その他の研究助成には、厚生科学研究費助成金、財団・民間の研究助成金を含む。）( )内は件数

### 評価項目 3（基準協会 B 群）：予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

学部の予算案は、県総務部長から事務局予算担当者に示された「当初予算要求」に基づき、予算・財政委員会が細部の編成している。予算の編成にあたっては、学部の教育や研究が円滑に行くように、各科目の担当者（非常勤講師を含む）や学部の各委員会からの要求を、予算・財政委員会が事務局経理区分である費目（備品費、需用費等）ごとに取りまとめ整理した上で、県の当初予算基準に見合うように事務局の予算担当者とは相談・調整し、予算案を編成している。この予

算案は教授会に報告・審議・承認を受けた上で、事務局を通して全学予算施設委員会へ提出され、審議される。さらに全学予算施設委員会での審議後、決定を経て、県立大学室に提出される仕組みになっている。学部の予算案編成にあたっては、内容の適切性を確保するための努力が最大限に行われている。

また、予算を適切に運用するため、大学全体として整備が必要なものと学部として整備が必要なものとを区別し、学部として整備が必要な備品や教材は、教員の希望を調査の上、予算・財政委員会が全体的な視野から優先順位を決めて、教授会へ提出、審議の上、計画的に・経年的に購入・整備をしている。さらに、これらの備品のメンテナンスも必要な時期に適切にできるよう、予算的な配慮を行っている。

### 目標達成度：A

教育研究目的・目標を実現する上での必要な共通教育費については、現時点では大きな支障は出ていない。学外実習施設にかかわる予算を確保するという点からはほぼ目標達成に至っていると考えられる。

今後も県の研究補助金の低減化は継続すると考えられることから、科学研究費や外部資金についてはいっそうの獲得が求められており、全学的な課題でもある。申請状況や採択状況からみて科研費等の外部資金獲得は十分とはいえない。

予算案編成においては学部の予算・財政委員会、教授会レベルで明確性、透明性、適切性をもって行っていると判断される。予算執行においては予算申請内容と執行内容の比較を行い、全体を把握できているが、事務局からの発注による最終経費の確定は事務局に逐一求めてから明らかにされるので、実執行状況を把握するのに時間を要しているという効率面の問題がある。共通教育費の運用の結果を学部全体として評価するには至っておらず、効率的な運用が十分できているかどうかの判断が難しい。

以上のことから、目標達成度はBと考えられる。

### (3) 残された課題

研究費の財源確保に向けて、科学研究費や外部資金の受け入れをいっそう増やしていくことが必要である。

共通教育費の運用状況を吟味するためのデータを準備し、運用の効率性を検討することが必要である。

### (4) 残された課題の達成の見込み

各種の研究助成への申請をいっそう増やしていくために、教員の獲得意欲に期待するだけでなく、研究計画書作成のための講習会等の開催について平成19年度より検討し、特定の研究助成に対しては集中して申請するなどして、申請状況を改善し、採択率の上昇をめざす。

平成18年度の共通教育費執行が終了する次年度に入ってから、教育費運用状況を分析し、平成19年度の予算案編成に生かしていきたい。



### 13. 事務組織

第1部 大学の部、参照。

### 14. 自己点検・評価

#### (1) 自己点検・評価に関する目標

目標：全学的な自己点検の実施に積極的に関与し、その結果を改善に反映するように努力する。また学生による授業評価の方法を確立し、回答を分析することで授業の改善に貢献する。

目標の説明：大学が新設であることから、自己点検の方針・方法も新しく確立しなければならなかった。全学的な点検がある場合にはこれに積極的に協力する努力が必要であった。また学生による授業評価も、文科系的性格が強い事業構想学部とは講義・実習の内容が大きく異なるので、同じ質問用紙を使って同時に始めることはできず、他大学の看護学部の例を参考にしながら宮城大学看護学部の方針を立てて行う必要があった。そのため立ち上げから、方針と方法が確定するまでに2年をかけた。

#### (2) 自己点検評価

評価項目1（基準協会A群）：自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の適切性

看護学部での自己点検・評価を恒常的に行うための制度としては、平成11年度に学生による授業評価を行うための委員会を立ち上げた。この委員会では学生による授業評価の制度的な確立を2年ほどの時間をかけておこなった。その役割を順次拡大し、卒業する学生への学生生活を通しての意見を聞くアンケートの実施や、学部内の点検をその役割とした。この活動の一環として、これまで行われた全学的な自己点検の実施において積極的に関与した。また全学の評価委員会へも、この学部内委員会委員と学部長それと研究科長が参加する体制を整えたので、システムとしての確立はできた。しかし、学生による授業評価以外は、活動が恒常的とはいえないし活動が完全に行われているとはいえない。

評価項目2（基準協会C群）：自己点検・評価のプロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

上で述べたとおり、学生の意見を教育に反映させるために委員会を立ち上げ、組織として確立させ、毎学期、学生による授業評価のアンケートを継続的に実施している。この学生による授業評価を実施するか否かについては、各科目担当教員に任されているが、教員の理解が進み、実施率は平成13年度の6割から現在では8割に達している。

授業評価アンケートにおいては、機械的に選択肢を選ぶだけでなく、自由記述欄を設けて気づいたことを何でも自由に記載できるようにしている。またその記述内容は、全てコンピュータに入力・印刷して報告書にまとめ、だれでも閲覧できるようにした。

次に卒業生に関しては、開学以来あまり時間がたっておらず、長期的に本学部の教育を評価できないことや、同窓会が確立していないことから、その意見を取り入れることは難しい。そこで、卒業を間際の学生に4年間を振り返って、学生生活や本学部の状況をどのように評価するかをア

ンケート調査した。これも報告書にまとめて、該当部局への配布あるいは教員全体が閲覧して参照できるようにした。

これらの報告書は作成する毎に教授会にて承認を受け、学部全体の共有する情報として役立つようにしている。この活動は、委員会の立ち上げ時に委員が検討し質問内容もかなりよく検討した。また報告書も毎回、学生の自由記述まで詳細に記載したものが作られている。

したがって学生の声を拾う組織として機能はよいと思われるが、卒業生やその就職先である病院や保健所・保健センターの希望を入れる制度は確立しておらず、実習先病院の担当者への説明会などで、意見を訊く程度である。また意見を訊いたとしても解決策を実行に移しているか否かの点検のシステムとしては確立しているとは言えない。

### **評価項目 3 (基準協会 A 群): 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性**

これまで 2 回の自己点検の報告書は、看護学部評価委員会が編集を受け持ったが、内容については学部長が関連教員と協議し、かつその経過・結果は教授会にて報告される。また結果は教員全員に配布された。このことより、内容の透明性があり、また学部内業務の状況を認識することが出来たと考えられる。

### **評価項目 4 (基準協会 B 群): 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性**

これまでの自己点検あるいはそれに類似の事柄では、委員会や学部長のみが関与するのではなく、報告書の類は全て教授会での配布と協議の対象となっており、多くの意見を集約する努力を行ってきた。

### **評価項目 5 (基準協会 C 群): 外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続きの適切性**

外部評価は平成 14 年に始まり、平成 15 年 3 月に報告書が出された。外部評価者として、看護学部については、宮城県病院事業管理者である久道茂東北大学医学部公衆衛生学前教授(前学部長)が全学の総括責任者兼看護学部評価委員として、その他山梨県立看護大学学長および国立保健医療科学院公衆衛生看護部長の 3 人が担当した。これらの委員は、いずれも、医学教育や看護学教育、大学運営等について十分な経験と見識を持つことから、本学部の外部評価者として適切であったと考えられる。

### **評価項目 6 (基準協会 C 群): 大学・学部の社会的評価の検証状況**

本学部の社会的評価の検証は、学内での評価のみではなく、データベースによって外部への公開によるもののほか、教員が病院や地域での協力を求められてこれに応じていることからその状況がうかがえる。この点については、社会貢献の項に記載。

### **目的達成度：B**

学内および学外からの自己点検・評価はかなり行われていると言える。しかし実施が不定期であることや、評価委員会と他の委員会との連携が不十分であること、また評価結果を活用するシステムが整っていないと考えられる。

### (3) 残された課題

点検・評価の結果を反映する機能やシステムの強化が必要である。授業評価においては、学生の意見をいかに反映させるかについて検討し、組織的な取り組みにつなげていく必要がある。

社会とのつながりを強化するための点検の強化。卒業生や病院・保健所・市町村の保健センターから、本学部の教育・研究について意見を聞き、それらを教育・研究に反映する体制が必要である。

### (4) 残された課題の達成の見込

これまで行ってきた学生による授業評価を見直し、これらを解析して、未解決の問題点を洗い出す。

実習施設や教員の研究フィールド、あるいは卒業生や病院等の卒業生の就職先から、本学部の教育や研究に対する意見・希望等を聴取する。

以上2点に対し、これまでの状況を踏まえた方針の決定、計画の立案、試行、完全実施に至るまでを約3年計画で行う。

## 15. 情報公開・説明責任

### (1) 情報公開・説明責任に関する目標

目標：全学の情報公開の活動、たとえば教員データベース作成への対応、また看護学部紀要の他大学への配布、卒業研究発表会の公開、本学ホームページでの看護学部の教育や活動の紹介に努める。

目標の説明：情報公開の活動のうち、看護学部が寄与できることは、第一に全学の情報公開・説明活動が円滑に進むように協力することである。また看護学部で独自に進めることが可能なことは、積極的に取り組むことが必要であった。

### (2) 自己点検評価

評価項目1(基準協会A群): 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

第1部 大学の部、参照。

評価項目2(基準協会A群): 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

自己点検・評価結果としては、平成13年度に平成9年度から平成12年度分、および平成17年度には平成13年度から平成16年度分について「宮城大学自己点検・評価報告書」として全学的にまとめ、学内外に配布している。

その他情報公開の面で看護学部が果たす役割は、全学レベルでの情報公開活動を円滑に行うための資料を滞りなく提出する等の協力をすると考えられる。そこで、全学的な活動としての教員データベース作成に際して、学部教員よりデータを収集することおよびデータを作成する方法に関するマニュアル作成、さらにデータの更新が迅速・適切に行えるようにデータベース管理システムの使用マニュアルを作成配布することにより、情報公開の円滑な運用につなげている。

学外に対する教員の研究活動や諸活動の紹介に関しては、看護学部の紀要を看護系の大学・学部へ配布している。また学生による卒業研究の発表会は、実習施設や卒業研究に協力を頂いた施

設の関係者に公開している。その他本学のホームページには看護学部の目的ならびに教育や学部の特徴などの紹介を行っており、本学の活動を紹介するインターネット広報誌には看護学部の地域における活動を紹介する記事を載せる等により、学外への情報発信に努めている。

#### **目標達成度：B**

教員データベースの資料提出の遅れや、教員各自によるデータベースの更新が遅いなどの問題があった。これには、操作法が十分に普及していなかったことや一部にコンピュータ操作に不慣れな教員もいること等も一因と考えられる。また、本学ホームページに何を掲載するべきかの検討が十分ではなく、研究や社会貢献の内容などを公開することによって、社会還元がより行えると思われる。

#### **(3) 残された課題**

教員データベースの更新を積極的に進めるようにすること。

大学のホームページに教員の研究や社会貢献の内容を掲載し、必要とする人に向けて情報を提供する方法を講じること。

学部独自のホームページの作成を行うこと。現在は、全学の記述の一部として看護学部の紹介を行う内容のみとなっているため、これを大きく拡張するか、独自のページとして公開することが必要と考えられる。

#### **(4) 残された課題の達成の見込み**

教員データベースの更新方法のマニュアル配布や必要に応じた個別支援に加え、更新を恒常的に進めるように継続的に呼びかけを行う。

学部独自のホームページについては、教員による研究や社会貢献等の紹介を含めて平成19年度中に掲載内容を検討し、平成20年度中に作成する。